

平成29年度医療技術・サービス拠点化促進事業
(ビンズン省新都市における地域ヘルスケア振興プロジェクト)
報告書

平成30年2月

ビンズン省新都市における地域ヘルスケア振興コンソーシアム
(代表団体:株式会社メディヴァ)

平成29年度医療技術・サービス拠点化促進事業
(ビンズン省新都市における地域ヘルスケア振興プロジェクト)

報告書

— 目 次 —

第1章 事業概要.....	1
1-1. 事業の背景.....	1
1-2. 事業の目的.....	1
1) 全体の事業目的.....	1
2) 今年度の実施目標.....	2
1-3. 事業のスキーム.....	3
1) 事業実施体制.....	3
2) 事業スキーム.....	3
1-4. 事業のスケジュール.....	4
1) 全体スケジュール.....	4
2) 今年度のスケジュール(計画時).....	5
3) 実施スケジュール(実施時).....	6
第2章 事業環境と課題の整理.....	7
2-1. 事業環境.....	7
1) ビンズン省の概要.....	7
2) ビンズン新都市の概要.....	8
2-2. 市場調査.....	10
1) 年平均成長率の比較.....	10
2) 経済指標の比較.....	12
2-3. ヘルスケアにおける潜在的需要の整理.....	13
1) ベトナムのヘルスケア事情.....	13
2) 潜在的需要の整理.....	17
2-4. 事業環境の整理.....	18
1) ビンズン新都市の人口.....	18
2) 周辺工業団地の状況.....	21
3) その他施設の状況.....	26
第3章 クリニック開設の実証.....	28
3-1. クリニック概要.....	28
1) 概要.....	28
2) 「日本式」の定義.....	28
3-2. 新会社設立とクリニック開設に関する規定等の確認.....	29
1) ベトナムにおける現地法人の設立パターン.....	29
2) 外国資本による医療施設開設の最低資本金設定.....	29
3) 解散による撤退の手順.....	32
4) 医薬品の取り扱いと薬局の設置.....	33
3-3. クリニックの実施計画.....	33

1) 競合調査.....	33
2) クリニックの開設予定地の選定.....	37
3) 診療圏の確認.....	38
4) クリニックの設備.....	40
5) クリニックの診療サービス.....	41
6) 受け入れ受診者の推移.....	42
7) クリニックの人員体制と雇用計画.....	43
8) 事業計画(損益計算).....	44
9) 投資計画.....	45
10) 機材および備品・消耗品の調達.....	45
11) クリニック開設によるリスク整理.....	46
第4章 地域ヘルスケア振興の展望.....	47
4-1. 事業全体のフェーズと実施体制.....	47
4-2. 地域ヘルスケア振興の概要.....	48
1) 医療サービスの拡充.....	48
2) 高齢者福祉.....	48
3) その他のヘルスケアサービス.....	49
4-3. ビンズン省との連携.....	50
4-4. ヘルスケア分野に関連する企業・団体の整理.....	51
1) ビンズン省内のヘルスケア分野に関連する企業.....	51
2) ベトナムの介護分野に関連する団体.....	53
4-5. 他地域展開の可能性.....	53
1) ヘルスケア事業のパッケージ化.....	53
2) インバウンド事業の可能性.....	53
第5章 事業総括.....	55
5-1. 全体総括.....	55
1) 市場調査・競合調査.....	55
2) クリニックの開設.....	55
3) 地域ヘルスケア振興.....	56
5-2. 課題と今後の活動.....	56
2) 今後の活動.....	56

第1章 事業概要

1-1. 事業の背景

ビンズン省はベトナム南部最大都市ホーチミン市北側に隣接する省で南部の主要経済ゾーンに位置している。同省内の工業団地には日本企業や外資系企業が進出するなど、ビジネス推進に積極的な省のひとつである。本事業の対象となるビンズン新都市はビンズン省内に位置し、東京急行電鉄株式会社（以降「東急電鉄」と表記）と現地の都市開発を担う BECAMEX IDC CORP. との共同出資により設立された、BECAMEX TOKYU CO., LTD（以下、BECAMEX TOKYU）の主導により、バス交通網や不動産開発など、東急多摩田園都市開発のノウハウを活かした「東急ビンズンガーデンシティ」計画を進めている開発地区である。ベトナム国内の既存都市からより発展的な整備を進めながら、一部の富裕層に限定しない一段レベルを上げた質の提供を目指している。ビンズン省政府は2014年に行政機能を同新都市に移転し、その他商業地区、教育機関、居住区の開発が進められるなか、新都市での安心した活動や生活のための医療機能の設置が急務とされている。

一方、現在のベトナムの医療福祉の状況において、近年の人口増加と共に平均寿命が伸長し、生活習慣の変化や医療水準の向上により疾病構造が感染症から生活習慣病やがんの罹患に移行していると言われ、現在の保健医療の在り方に変化が求められている。またサービスへの価値観について、外資系企業に勤務するようなベトナム人はある程度の収入があるため、国の公的医療保険制度に頼らず、自ら民間医療保険に加入しそれを利用できる民間医療施設で診療を受けるなど、生活レベル向上に相応したサービスを求める傾向にあると言われている。その他、家族単位の縮小化、共働きの増加などにより、家族間で行われていた高齢者介護から有料介護サービスの利用が選択肢のひとつになるなど、福祉サービスの充実も求められている。

代表団体である株式会社MEDIVA（以下、メディヴァ）は、ビンズン省政府と共に新都市開発に携わるBECAMEX TOKYUからの依頼により、2017年1月より新都市の構想に適した、既存に捉われないヘルスケアサービスの在り方を検討している。BECAMEX TOKYUの都市開発ノウハウとメディヴァの医療コンサルティングのノウハウとを融合させ、ベトナム全体の医療福祉分野（保健・医療・介護）の課題を考慮することで、ビンズン新都市に地域ヘルスケアサービスとしてその機能の構築を進めている。この地域ヘルスケアサービスは「日本式」の特徴である「きめ細やかさ」をベースに、ビンズン新都市に関係するあらゆる人が安心して生活や活動ができる都市機能を構築する。また同サービスは新都市開発に合わせて段階的に必要な機能を検討、構築していく。まずは急務とされる医療機能の提供から始まり、多様化する患者や住民の需要に応じたヘルスケアサービスを提供する。本事業の初段階として、ビンズン新都市にて求められる基本的な医療を提供する物件の選定を終え、地域ヘルスケア振興の第一段階を進めている。

1-2. 事業の目的

1) 全体の事業目的

本事業振興は、「日本式」の特徴である「きめ細かい」サービスの提供をベースに、ビンズン新都市の開発段階に応じて、(1)「日本式」クリニックの開設、(2)複数クリニック開設と病院機能の検討、(3)地域ヘルスケア振興、の3つの事業ステップを実施し、それぞれの事業ステップのステージに合わせてながら、日本企業の参入を促進し、質の高い日本製の医療機器やサ

サービスの流入を図ることを目的とする。また将来的にはこれらをパッケージとして、ビンズン新都市および日系企業・団体と共に他地域、他国展開を図る。

(1) 「日本式」クリニックの開設(医療サービスの提供と親日顧客の獲得)

ビンズン新都市では医療機能として特にプライマリケアの提供が急務とされることから、風邪、腹痛、皮膚のトラブルなど軽度な急性期疾患の治療が簡易的に実施できる内科総合診療クリニックを開設する。現地で居住するベトナム人、通勤・通学者、企業から出向している外国人などに対して医療サービスを提供する。これらの医療サービスの提供はメディヴァの人材派遣によるハンズオンの運営を実施することで、「日本式」医療サービスの質の担保と定着を図る。またこれらの医療サービスを提供するなかで、更に検査や治療が必要な受診者がいる場合は、近隣の病院等と連携し対応するほか、ベトナムの医療に不安を抱え日本での治療や検査を希望する受診者には、日本の医療機関や健康診断施設を紹介するサービスの提供を模索する。この紹介を通じて親日顧客を獲得するほか、ベトナム医療に対する不足や課題等のニーズを把握し、それを事業に反映することで、地域ヘルスケア振興の確度を高めていく。

(2) 複数クリニック開設と病院機能の検討(医療サービスの向上と日本企業の参入)

患者増や需要に応じた複数多種の診療科を運営するために、内科、耳鼻咽喉科、産婦人科、整形外科など多様な医療サービス提供を目的とした複数のクリニック開設を検討すると共に、必要に応じて入院や高度医療を担う病院機能の導入を図る。病院機能は周辺の既存病院との積極的な連携によるリソースの活用のほか、ベトナム国内外の医療法人の誘致や独自の病院開設を視野に入れた検討を進めていく。また医療サービスが拡大しても「日本式」医療サービスの質を担保し、現地の医療技術向上を図るため、日本の医師や医療技術者による交流を実施する。こうした事業拡大を通じて「日本式」医療サービスを周辺地域に浸透させ、質の向上を実感させることで「日本式」医療サービスに対する需要を促進し、日本企業や団体の参入、日本への受診者誘致を促進する。

(3) 地域ヘルスケア振興(事業の循環と他地域展開)

ビンズン新都市の住民、団体、学校等に対して乳幼児健診、予防接種、健康診断、疾病や生活習慣病予防などのサービスを提供する保健所や健診センターを開設する。また介護が必要な高齢者に対して在宅看護サービスの提供と共に介護施設の開設、障がい者にとって住みやすい街づくりを提唱するための団体の設立支援や施設の開設支援など、様々な視点によるサービスの提供を図る。メディヴァが主導となってこれらを包括的に循環機能させることで、日本のプレゼンスを維持しながらパッケージとしての地域ヘルスケアを形成する。そしてビンズン新都市における地域ヘルスケアサービスを他地域や他国へとパッケージ展開していくことが、本事業の最終目標となる。

2) 今年度の実施目標

今年度は、先ずビンズン新都市および周辺のインフラ、人口動態等の都市計画の現状と行政が目指す将来像の把握、近隣医療施設や企業の調査、日本への医療渡航へのニーズ調査を実施する。それにより当コンソーシアムが進める事業全体の計画をより精緻化・具体化させること

を目標とする。この活動の中でビンズン省との関係をより強固にすると共に、近隣の医療施設等、連携を想定した関係構築を図る。また上述のクリニックの開設を行うことでより現地の実態に即した情報を収集し、将来的な事業展開の土台とする。

1-3. 事業のスキーム

1) 事業実施体制

これまでビンズン省では、トゥーザウモット市街に約 50 の部局を点在させ行政を担っていたが、その機能を集約させるため、ビンズン新都市内に総合行政庁舎を建設し、2014 年 2 月 20 日から順次、すべての行政機能を集約を進めている。そして 2025 年を目標に必要な都市機能の整備を目指している¹。一方、ビンズン新都市の一部開発を担う BECAMEX TOKYU ではビンズン省との連携の下、東急ビンズンガーデンシティを計画している。同計画は日本での街づくりノウハウを活かした形で、街の付加価値を高めるコンセプトを掲げ開発を進めている²。

このような街づくりの開発段階において、必要不可欠となるヘルスケアサービスの提供が求められ、BECAMEX TOKYU を経由してメディヴァへと紹介された。基本的な街づくりのコンセプトにおいて、付加価値を高めるために「日本式」をキーワードに開発が求められていることから、BECAMEX TOKYU とメディヴァによるコンソーシアムを形成し、本事業を進めることとなった。

2) 事業スキーム

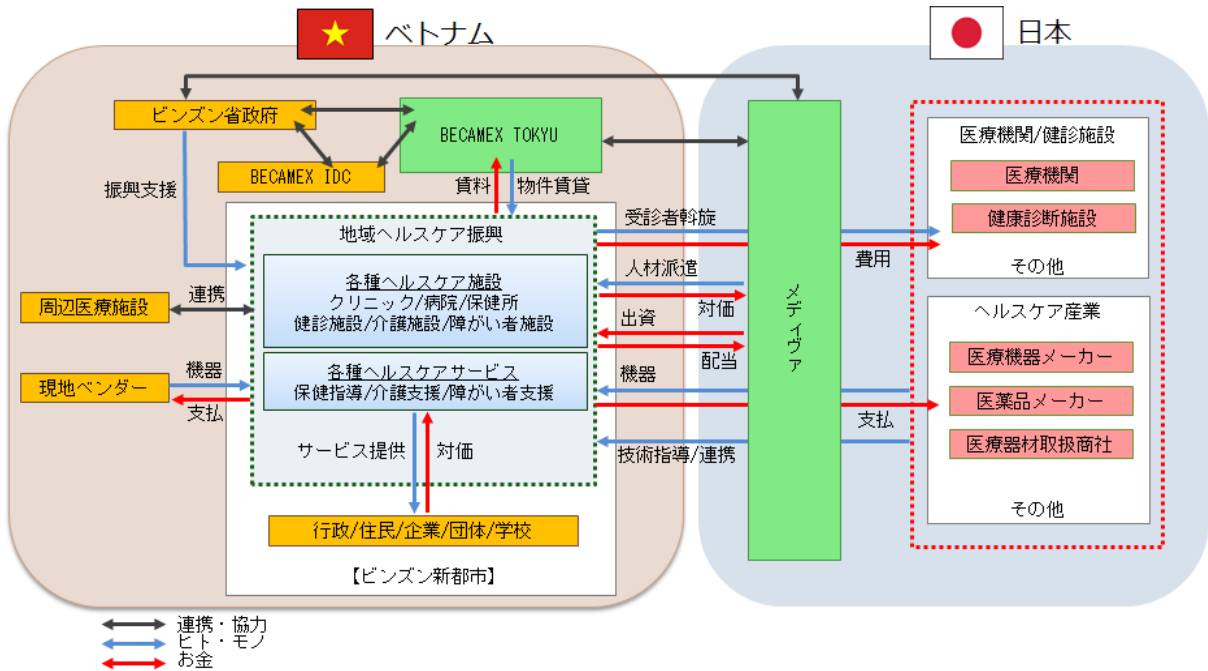
本事業全体の実施体制スキームの最終的な形態として、ベトナム側、日本側がそれぞれ強みを活かして地域開発に臨むことが目標となる。今年度は既にメディヴァおよび BECAMEX TOKYU によるコンソーシアム形成により事業を開始し、ビンズン省人民委員会との連絡を密にしながら後述する第一段階のクリニック開設について進めている。

次年度以降、本事業で必要となるヘルスケアサービスや物品の調達、特に日常使用するような備品や消耗品については文化や習慣的に現地に即したものを利用できるよう、ベトナム国内の関連団体や現地ベンダーとの連携を持ち調達する。それらを適切な状態で常時供給可能となるよう、併せて現地の関連団体やベンダーとの関係を構築していく必要がある。ベトナム国内で供給・整備がされていない機材やサービス分野においては、積極的に日本側からの参入を促し、本事業のベトナム国内でのレベルを高めていく。

¹ BECAMEX IDC, CORP ホームページより

² 東急電鉄、他「ビンズン新都市プロジェクト」、および BECAMEX TOKYU ホームページより

図表・1：事業スキーム



出所) コンソーシアム作成

1-4. 事業のスケジュール

1) 全体スケジュール

先述した事業目的のとおり、本事業全体のスケジュールについては大きく3項目に分け実施していく。

(1) 「日本式」クリニックの開設(医療サービスの提供と親日顧客の獲得)

2017年中にクリニックの開設準備をおこない、2018年から実際にクリニックの運営を開始する。運営期間中、2020年までの3年間を目途に持続可能な事業展開に向けた情報収集を並行して実施する。

(2) 複数クリニック開設と病院機能の検討(医療サービスの向上と日本企業の参入)

2020年までに、医療サービスの提供の可能性について、診療圏の需要に応じた診療科を備えた複数のクリニックの設置もしくは病院機能の導入を検討する。2020年以降、必要に応じてクリニックもしくは病院の開設準備を進める。

(3) 地域ヘルスケア振興(事業の循環と他地域展開)

2021年以降、保健医療サービスや介護サービスなど、具体的な地域ヘルスケア振興の活動を開始する。事業が円滑に循環していく段階で他地域や他国へとパッケージ展開を図る。

図表・2：事業の全体スケジュール

項目		2017	2018	2019	2020	2021	2022
クリニック & 病院	1 クリニック横展開の検討						
	2 クリニック横展開の準備						
	3 病院開設の検討						
	4 病院開設の準備						
地域ヘルスケア振興	1 地域ヘルスケア振興構想の検討						
	2 地域ヘルスケア振興にかかる準備						
	3 地域ヘルスケア振興の開始						

出所) コンソーシアム作成

2) 今年度のスケジュール(計画時)

今年度の事業実施において、以下の7項目について調査し整理する。また並行してクリニックの開設に向けた準備と手続きを実施し、実際の開設を目指す。

① 新都市計画の把握(現時点と将来計画)

2017年8月を目途に、ビンズン新都市の全体概要を把握し、事業の全体的な計画と見通しを検討する。

② 市場調査・競合調査

2017年9月までにベトナム全体のヘルスケアに関わる市場と競合の状況を把握する。

③ 新会社設立とクリニック開設に関する行政規定等の確認

2017年12月までに、主にクリニックの開設を目的として、ベトナムでの運営拠点となる新会社の設立とクリニックの開設について、具体的な規定や手続きを確認する。2018年1月以降は実際の手続きを開始する。

④ クリニック開設に向けた施設環境および人材の確認

2018年1月のクリニック開設手続きに向け、2017年12月までにクリニックに関する施設環境の調査や、起用する人材の市場環境や確保について調査する。

⑤ ビンズン省との連携

事業年度を通じて、ビンズン省人民委員会との関係構築と連携を図る。

⑥ ヘルスケア関連の日本企業や現地ベンダー調査

2017年12月までに、主にクリニック開設を目的に、運営に必要な医療機材や備品・消耗品の調達の可能性について、ヘルスケア関連企業や現地ベンダーの調査をおこなう。

⑦ インバウンド市場の調査

2017年12月までを目途に、主に日本へのインバウンド需要の可能性について、特にビンズン省での需要を確認する。

図表・3：今年度の事業スケジュール（計画時）

項目	2017						2018	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
① 新都市計画の把握	国内実施	国内実施						
② 市場調査・競合調査	国内実施	国内実施	国内実施					
③ 新会社設立とクリニック開設に関する規定等の確認	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	
④ クリニック開設に向けた施設環境および人材の確認	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	
⑤ ビンズン省との連携	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施
⑥ 関連する日系企業や現地ベンダー調査		国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施		
⑦ インバウンド市場の調査		国内実施	国内実施	国内実施	国内実施	国内実施		
- 中間検査・経理処理				国内実施				
- 中間報告会					国内実施			
- 確定検査・経理処理							国内実施	国内実施
⑧ 報告書作成・報告会							国内実施	国内実施

国内実施
現地実施

出所) コンソーシアム作成

3) 実施スケジュール(実施時)

今年度の事業実施においては、①新都市計画の把握、②市場調査・競合調査の項目にできるだけ期間を費やし把握に努めると共に、それらの情報の分析と事業への反映に努めた。またクリニックの開設については2018年1月を目標としていたものの、本事業サイトに他科クリニックの参入および連携の打診があり、クリニック開設に関連するスケジュールに時間を要した。インバウンド調査については市場調査を優先したため、計画時と実施時期が異なった。

図表・4：事業スケジュール（実施時）

項目	2017						2018	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
① 新都市計画の把握		国内実施		国内実施		国内実施	国内実施	
② 市場調査・競合調査		国内実施		国内実施		国内実施	国内実施	
③ 新会社設立とクリニック開設に関する規定等の確認		国内実施		国内実施		国内実施	国内実施	国内実施
④ クリニック開設に向けた施設環境および人材の確認		国内実施		国内実施		国内実施	国内実施	国内実施
⑤ ビンズン省との連携		国内実施		国内実施		国内実施	国内実施	国内実施
⑥ 関連する日系企業や現地ベンダー調査		国内実施		国内実施		国内実施	国内実施	国内実施
⑦ インバウンド市場の調査				国内実施		国内実施	国内実施	国内実施
- 中間検査・経理処理				国内実施				
- 中間報告会					国内実施			
- 確定検査・経理処理							国内実施	国内実施
⑧ 報告書作成・報告会							国内実施	国内実施

国内実施
現地実施

出所) コンソーシアム作成

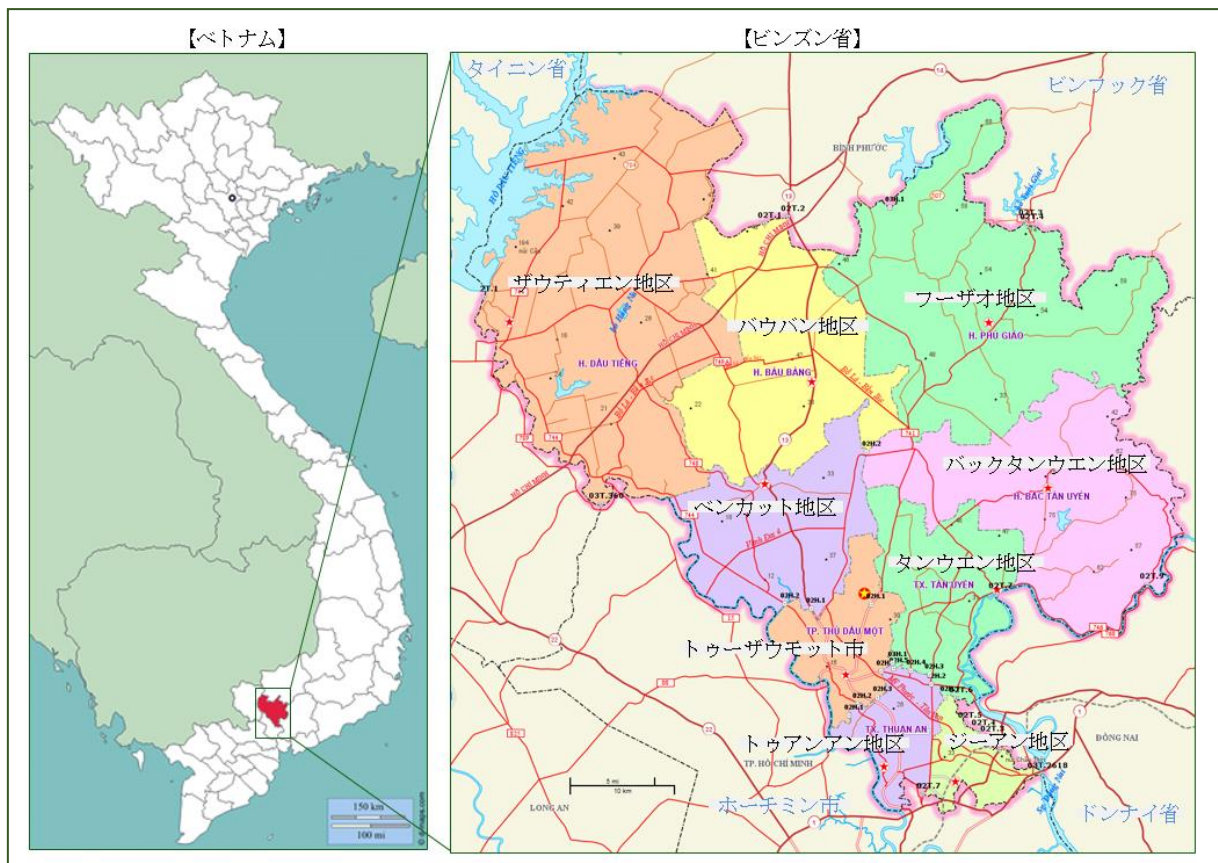
第2章 事業環境と課題の整理

2-1. 事業環境

1) ビンズン省の概要

ビンズン省は同国最大の経済都市であるホーチミン市（人口 829 万人、2016 年速報値³）の北側に隣接し、ホーチミン市、ドンナイ省、バリアブントウ省と共にベトナム南部の四角形経済圏を構成するひとつの省である。ビンズン省から南部の主要国際空港であるタンソンニャット国際空港、および港湾へは 10～15km の距離にあり、総合的な社会経済開発を進めるうえでの利便性が高い⁴。ビンズン省の人口は 199 万人（2016 年速報値）で、その数はベトナム全体の中央直轄市、および省の合計 64 省（市）のうち、第 7 位となる⁵。

図表・5：ベトナムおよびビンズン省地図



出所) d-maps.com (<http://d-maps.com/>), Atlas Binh Duong (<http://atlas.Binhduong.gov.vn/>)
を基にコンソーシアム作成

省都はトゥーザウモット市（人口 29 万人、2016 年速報値⁵）で、2017 年 12 月 8 日、第 1 級都市として認定された。この認定はベトナム国内において中央政府と地方都市による開発プロ

³ ベトナム統計総局ホームページより

⁴ ビンズン省ホームページより

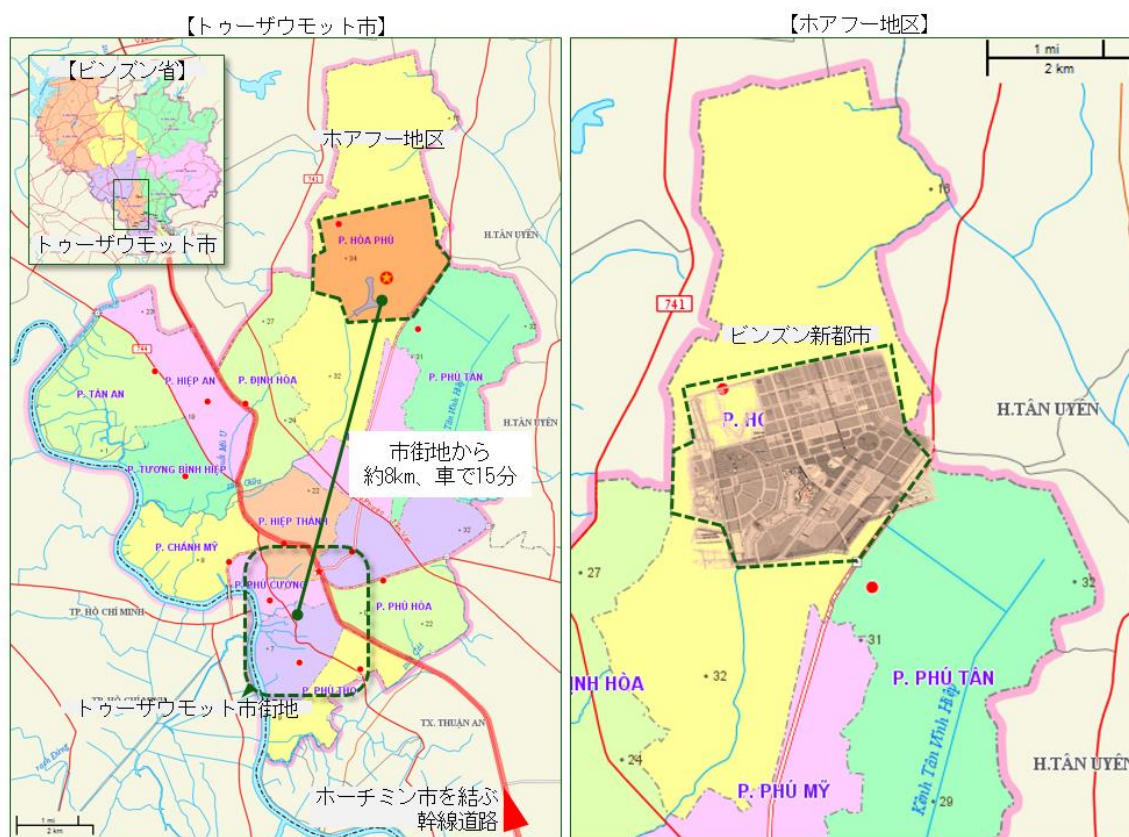
⁵ Statistical Yearbook of Binh Duong 2016 より

グラムの推進力を生み出すと期待されており、都市部への一極集中の開発から地域開発に重点を置き、国全体での底上げを図ろうとする意図が伺える。ホーチミン市から省都トゥーザウモット市に向かう幹線道路沿いには外資系の有名商業施設がいくつか営業するだけでなく、ベトナム資本もしくは外国資本による民間の大規模医療施設が建ち並び、都市中心部から郊外型の利便性を追求する開発が進められていることが伺い知れる。

2) ビンズン新都市の概要

ビンズン新都市は、ホーチミン市の中心部からおよそ 30km、車で約 1 時間の距離にあり、トゥーザウモット市街中心部からはおよそ 8km、車で約 15 分の位置となる。先述した省都トゥーザウモット市の北側で開発が進められているニュータウンシップ構想の一部で、同市のホアフー地区と呼ばれる区画の一部で開発が進められている。計画されている人口規模としては、最終的に 40 万人が働き、12 万人が居住するとされている⁶。

図表・6：トゥーザウモット市とビンズン新都市との位置関係



出所) Atlas Binh Duong (<http://atlas.binhduong.gov.vn/>) を基にコンソーシアム作成

ビンズン新都市の開発は、現地大手のデベロッパーである BECAMEX IDC CORP. および東急電鉄により設立された BECAMEX TOKYU により、2012 年からビンズン省政府と共に進められている。同社はビンズン新都市内において東急ビンズンガーデンシティプロジェクトを掲げ、同社のこれまでの都市開発ノウハウを活かし、ビンズン新都市内の街区画面積約 110ha（開発面積

⁶ BECAMEX TOKYU ホームページより

70ha) の開発を進めている。同プロジェクトの開発は、大きく①ソラ・ガーデンズ地区 (SORA gardens Area : 開発面積約 15ha)、②ヒカリ地区 (hikari Area : 開発面積約 15ha)、③ミドリパーク地区 (MIDORI PARK Area : 開発面積約 40ha) の 3 つに大別され、それぞれ従来のベトナムにはない、洗練されたデザイン、快適な空間、そして高い品質の提供をコンセプトとしている。また不動産開発に併せて BECAMEX TOKYU では公共交通を整備するため、子会社 BECAMEX TOKYU BUS CO., LTD を立ち上げ、2014 年 12 月からバスプロジェクト KAZE を進めている。このバスプロジェクトはトゥーザウモット市とビンズン新都市とを結ぶ路線、およびビンズン新都市内を循環する路線を設けることで、旧市街となるトゥーザウモット市からビンズン新都市へのシフトにかかる利便性の向上を図っている。

図表・ 7 : 東急ビンズンガーデンシティプロジェクト完成予想図

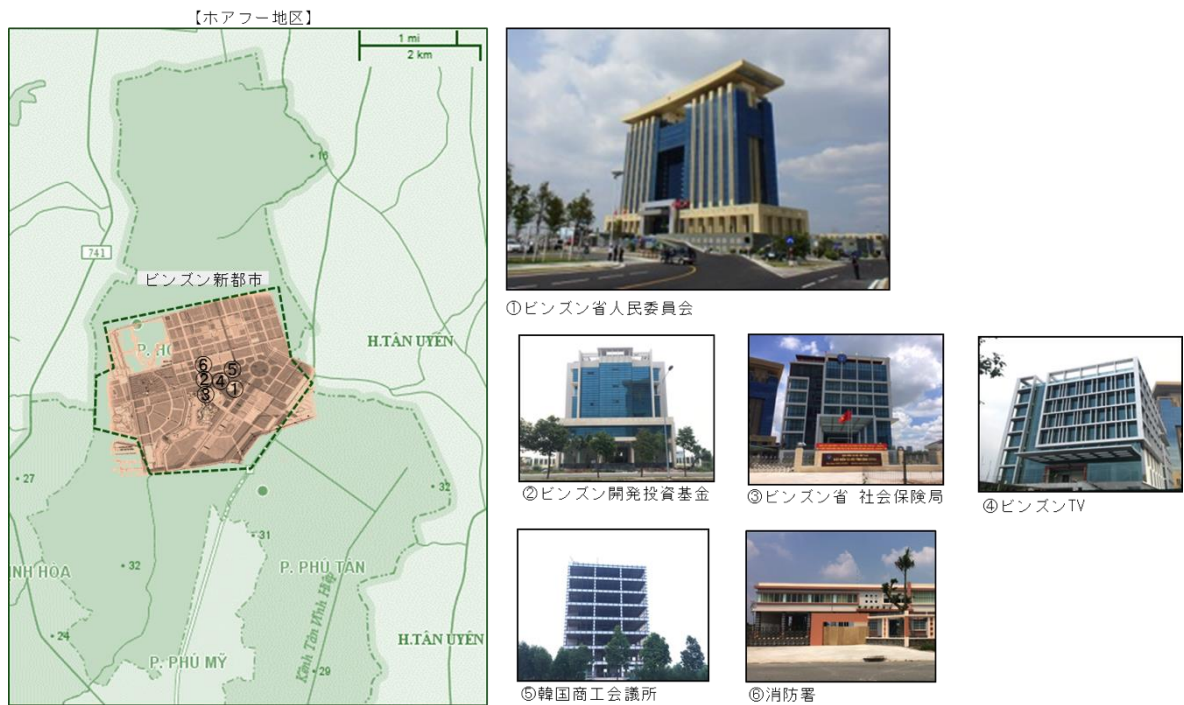


出所) コンソーシアム撮影

またビンズン省政府はこの開発を機会に、これまでトゥーザウモット市街に拠点を有していた省政府の機能を集約するべく、ビンズン新都市内ヒカリ地区に隣接して統合行政庁舎を建設し、2014 年 2 月 20 日、省人民委員会を含め約 50 の点在していた部局を同庁舎に移転した。その他、ビンズン新都市では東急ビンズンガーデンシティプロジェクト以外にも、住宅、ハイテクパークエリア、ファイナンシャルセンター、オフィス、レストラン、ホテル、国際会議展示場センター、大学、公共施設 (公園、文化センター)、インフラ整備 (交通網、排水システム) などの開発も併せて進められている⁷。こうした開発により、2017 年 4 月の段階で既に移転している企業・団体や施設は、把握しているだけでも 100 を超えており、今後も増加が予想されている。

⁷東急電鉄、他、「ビンズン新都市プロジェクト」、および BECAMEX TOKYU ホームページより

図表・8：ビンズン新都市に参入している主な団体



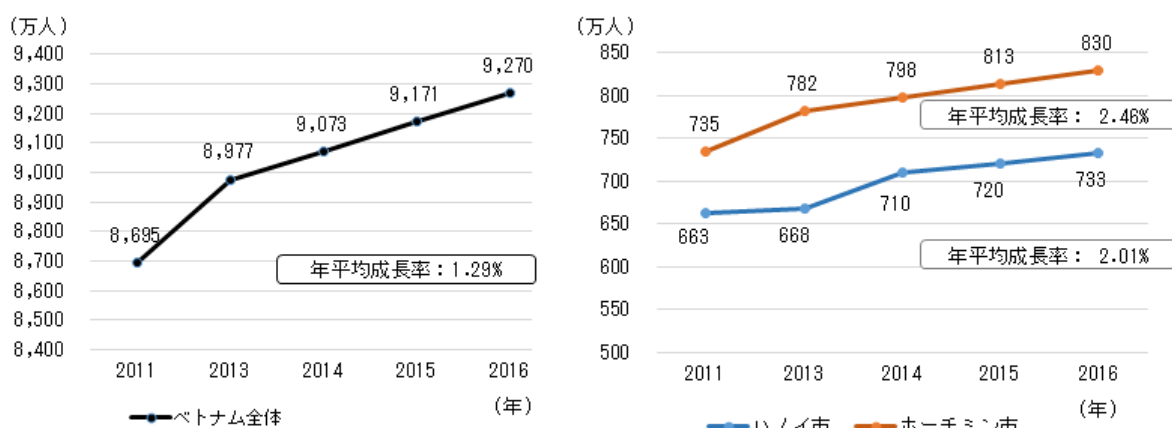
出所) Atlas Binh Duong (<http://atlas.binhduong.gov.vn/>) を基にコンソーシアム作成

2-2. 市場調査

1) 年平均成長率の比較

まずは事業のサービス対象である人口状況の調査を行った。2016年現在、ベトナム全国の人口（速報値）は9,269万人で、2011年の人口8,694万人からの年平均成長率は1.29%となっており、順調な人口増加が伺える。一方でベトナムの主要2大都市、北部の首都ハノイ市および南部ホーチミン市を比較すると、首都ハノイ市では2011年で663万人、そして2016年速報値では733万人に増加し、年平均成長率は2.01%となっている。また南部最大の都市ホーチミン市では2011年で735万人、2016年速報値では830万人で、年平均成長率は2.46%となる。このように全国だけでなく主要2都市でも順調に人口が増加していることが見て取れる一方、2都市とも全国と比べて平均成長率が高いことから、都市部への人口集中が伺える。

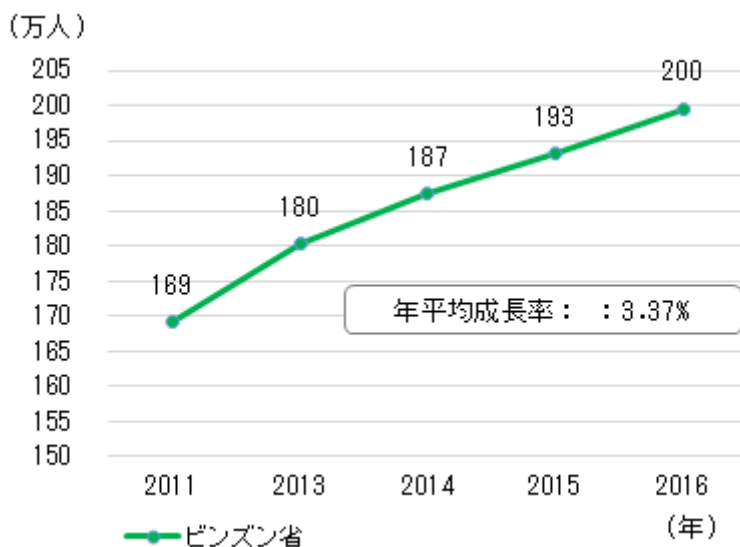
図表・9：ベトナム全国、および主要2都市の平均人口および年平均成長率（2011-2016）



出所) "Statistical Yearbook of Vietnam 2016" を基にコンソーシアム作成

一方、本事業の対象となるビンズン省の人口を同様に確認すると、2011年で169万人、2016年速報値では200万人に増加しており、年平均成長率は3.37%となっている。これはベトナム全国の年平均成長率の倍以上のペースであり、主要2都市であるハノイ市およびホーチミン市と比較しても上回っていることになる。こうした点は、先述したようにビンズン省が南部の主要経済圏として工業団地および工業団地に参入しようとする企業を積極的に誘致してきたことと、それに伴うビンズン省外からの管理職、技術者、労働者の流入が要因として考えられる。

図表・10：ビンズン省の平均人口および年平均成長率（2011-2016）



出所) "Statistical Yearbook of Binh Duong 2016" を基にコンソーシアム作成

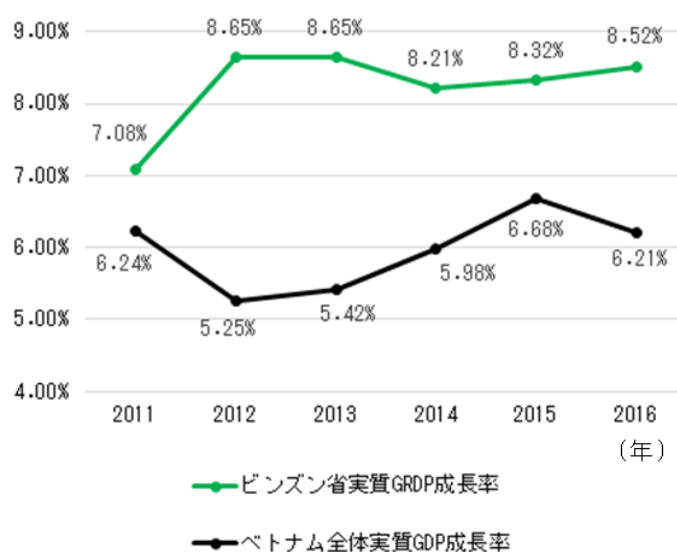
以上から、ベトナムにおいて全体的に人口は確実に伸びており、こうした人口増加に伴い医療施設やヘルスケアサービスの拡充が必須な状況が訪れていると言える。また人口増加は都市部と地方による二極化が懸念されたが、ビンズン省においてはベトナム全体、そして主要2都市よりも年平均成長率が高い数値を示しており、全体の流れよりも早い段階でのヘルスケアサ

ービスの拡充が必要と思料された。こうした点を考慮しながら本事業の対象地域であるビンズン新都市の状況を更に深掘りし、事業の計画および実施に反映していく必要がある。

2) 経済指標の比較

次に経済指標について確認する。ビンズン省の実質 GRDP 成長率は、ベトナム全体の実質 GDP と比較して常に高い数値を示しており、ビンズン省がベトナム南部の四角形経済圏に位置し、その役目を確実に果たしていることが伺える。2011 年から 2016 年までの各年の実質 GDP 成長率を比較すると、特に 2012 年および 2016 年において、ベトナム全体では前年成長率を下回る状況下においても、ビンズン省では前年との比較で成長率は伸長していることが判る。これによりビンズン省がベトナム経済の一翼を担い、牽引していると言える。

図表・11：ベトナムおよびビンズン省の経済指標比較



出所) ” *Statistical Yearbook of Vietnam 2016*”

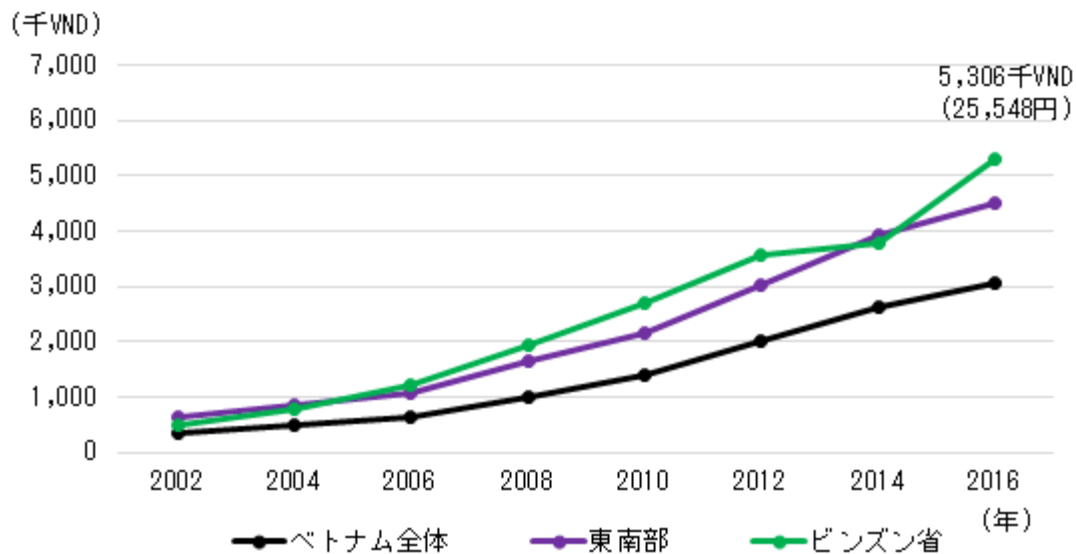
” *Statistical Yearbook of Binh Duong 2016*”

を基にコンソーシアム作成

一方、1人当たりの平均月収について、ベトナム全土、ベトナム東南部（ビンズン省を含むホーチミン市、バリアブントウ省、ビンフック省、ドンナイ省の5省）、ビンズン省の3区画で2002年から2016年までの期間を確認してみる。それぞれベトナム全土、東南部、ビンズン省に共通して、2002年からの14年間で約7~10倍の伸びを示している。特にベトナム全土と比較して東南部およびビンズン省の値がいずれも上回っている点は、ベトナム南部がベトナム全体の経済を牽引しているという理由を裏付ける要因のひとつと言える。またビンズン省は同省を含む東南省全体と同様の伸びを示しつつ、2016年の速報値で東南部4,485千VND(21,595円、以降VND1=0.004815円として換算⁸⁾)に対して5,306千VND(25,548円)と大きくその差を引き離していることに鑑みると、ビンズン省がこの1~2年で急成長を示していることが伺える。

⁸⁾ JICA 「2017年度精算レート表(2月)」より

図表・12：ベトナム全国、東南部およびビンズン省の1人当たりの平均月収比較



出所) "RESULT OF THE VIET NAM HOUSEHOLD LIVING STANDARDS SURVEY 2014"

"Statistical Yearbook of Vietnam 2016"

"Statistical Yearbook of Binh Duong 2016"

を基にコンソーシアム作成

2-3. ヘルスケアにおける潜在的需要の整理

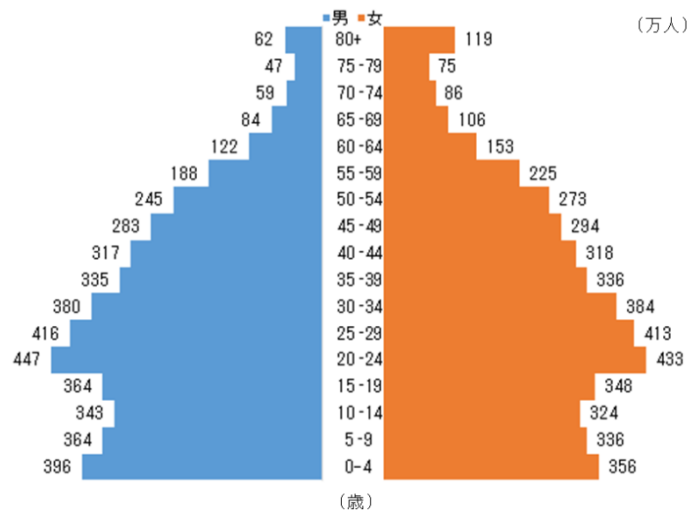
1) ベトナムのヘルスケア事情

ベトナムのヘルスケア事情について、どのような需要が存在するかを検討した。

(1) 人口構成

まず初めに2014年時点のベトナム全体の人口ピラミッドを確認する。ベトナム全体の人口は9,049万人で、平均年齢は29.8歳、男女比は(4,461万人:4,587万人、1.00対1.03)という構成となっている。就労可能年齢とされる15歳~60歳までの人口は6,007万人で、割合は全体の66.4%、また65歳以上の高齢者は642万人で、その割合は7.1%となっている。一般的に言われている高齢化社会の基準が65歳以上の高齢者7%以上であることから、このデータからはベトナムでは既に高齢化社会に突入したと言える。

図表・13：ベトナムの人口ピラミッド（2014）

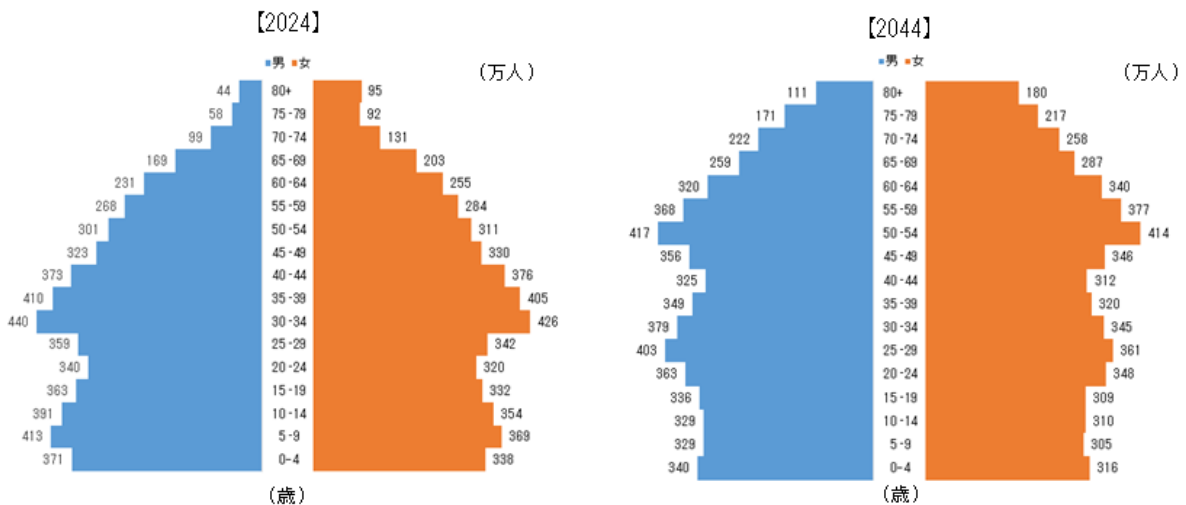


出所) UNFPA, " VIETNAM POPULATION PROJECTION 2014-2049" を基にコンソーシアム作成

また将来的な予測を確認する。2024年ではベトナム全体の人口は9,930万人で1億人に近づくこととなり、平均年齢は33.9歳、男女比は（4,959万人：4,970万人、1.00対1.00）でほぼ同率という構成となっている。15歳～60歳までの人口は6,311万人で、割合は全体の63.6%と3%程度減少する。一方、65歳以上の高齢者人口は893万人で、その割合は9.0%となり、高齢化率が高まることが予測されている。

更に2044年では、ベトナム全体の人口は10,738万人で1億人を超え、平均年齢は39.9歳、男女比は（5,385万人：5,352万人、1.00対0.99）と比率が逆転している。就労可能年齢とされる15歳～60歳までの人口は6,437万人で、全体の60.0%と2024年時点から更に減少している。また65歳以上の高齢者人口は1,707万人で15.9%となり、一般的に言われている高齢社会の基準14%を超え、高齢化社会から高齢社会に移行することが予測されている。

図表・14：ベトナムの人口ピラミッド推移（2024、2044）



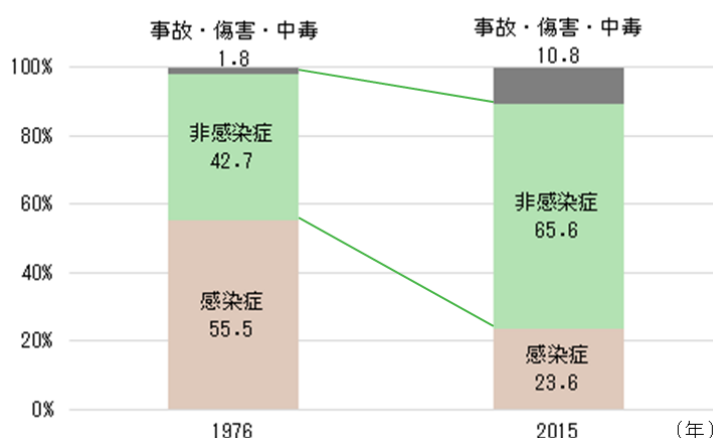
出所) UNFPA, " VIETNAM POPULATION PROJECTION 2014-2049" を基にコンソーシアム作成

30年後の高齢社会に対応するために、今から高齢者福祉サービスの構築を検討し始め、準備を進めていく必要がある。

(2) 疾病構造

ベトナムでは、近年の著しい経済成長と併せて疾病構造が変化している。一般的に新興国のヘルスケアにおいて感染症の予防対策は重要な国策のひとつとなる。1976年のベトナムの疾病の割合をみると、感染症が半数以上の55.5%を占めているのに対し、非感染症は42.7%であり、そうした状況が当てはまることわかる。また近年の状況を確認するため2015年のデータを比較してみる。2015年では感染症は23.6%と全体の1/4以下に減少し、非感染症の割合が65.6%と大幅に半数を上回っており、現在ではヘルスケア事情に変化がみられることがわかる。こうした背景には医療技術や保健衛生の向上による感染症対策の充実、また生活環境や生活レベルの向上による非感染症の増加が考えられる。

図表・15：ベトナムの疾病構造（罹患者数の割合）



出所) "Health Statistics Yearbook Viet Nam 2017" を基にコンソーシアム作成

非感染症には高血圧や高脂血症などに由来する循環器疾患や糖尿病などが挙げられ、一般には生活習慣や生活環境の変化によりその割合が変化するとされている。ベトナムの10万人あたりの死亡者数を比較してみると、1996年には非感染症である循環器疾患、悪性新生物が1位、2位を占めつつも、3位、4位に下痢や下気道感染症、HIV/AIDS、結核などの感染症が挙げられている。しかし10年後の2016年をみると、1位、2位は依然として循環器疾患、悪性新生物が占めているものの、1996年時点では5位だった糖尿病疾患、そして6位だった慢性呼吸器疾患が、2016年にはそれぞれ3位、5位となり、2016年の1位から5位までは非感染症疾患で占められている。

図表・16：ベトナムの10万人あたりの死亡者数順位

1996年 10万人あたりの死亡者数順位		2018年 10万人あたりの死亡者数順位	
1循環器疾患	218.84	1循環器疾患	232.32
2悪性新生物	99.70	2悪性新生物	136.06
3下痢/下気道感染症/その他	55.03	3糖尿病/泌尿器疾患/血液疾患/内分泌疾患	57.13
4HIV/AIDS & 結核	54.47	4神経系疾患	50.91
5糖尿病/泌尿器疾患/血液疾患/内分泌疾患	46.33	5慢性呼吸器疾患	41.28
6慢性呼吸器疾患	39.69	6不慮の事故	34.45
7不慮の事故	39.03	7下痢/下気道感染症/その他	27.61
8神経系疾患	34.30	8交通事故	27.27
9交通事故	27.45	9HIV/AIDS & 結核	26.75
10新生児障害	21.36	10肝疾患	22.11

■ 非感染症
■ 感染症、産婦人科系疾患、新生児疾患、栄養疾患
■ 傷害

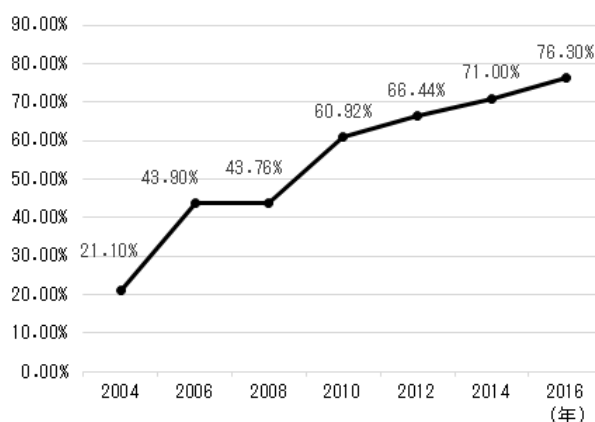
出所) University of Washington, "Global Burden of Disease Study 2016, Institute for Health Metrics and Evaluation" (<https://vizhub.healthdata.org/>)
 を基にコンソーシアム作成

これらの情報はベトナム全土のものであり、本事業の対象であるビンズン省、およびビンズン新都市についての傾向も把握していくことが併せて必要となる。

(3) 医療保険制度

ベトナムには健康保険が存在する。被保険者資格は主に労働者、社会保険受給者、失業保険受給者、貧困者、困難な状況にある少数民族、6歳以下の子供、学生、農林水産業従事者等となっている。診療や治療にかかる本人負担額は被保険者のカテゴリによって異なり、また適切なレベルの医療機関を利用しない場合には受給額は減額されることとなる⁹。ベトナム政府は国民皆保険を目指しており、加入者は年々増加傾向にある。

図表・17：ベトナムの公的健康保険加入状況



出所) "Health Statistics Yearbook Viet Nam 2017" を基にコンソーシアム作成

⁹ 厚生労働省「2016年海外情勢報告」より

(4) 医療施設

一方、医療施設について、ベトナムでは大きく、入院施設を持つ病院、入院施設は持たないが複数の診療科を備える複数科診療所、また同じく入院施設は持たずに単科での診療科を備える単科診療所、の3種類に分けられている。またそれぞれ公立もしくは民間による運営形態が存在している。公立医療施設の利用は、基本的に公的健康保険で定められた施設を利用することが推奨されており、コミュニケーションレベルの保健所から都市部の国立病院まで、患者の状態に合わせた施設の適切な運用を目指している。ただし地方では施設・設備や医療従事者に対する信頼性の欠如、また都市部の公立病院に高い医療技術が集約されてしまう状況から、患者が都市部にある一部の公立医療施設に集中し、正常に機能する許容を超えてしまうことで、適切な医療を受けられる状況にないと言われている。

図表・18：混雑する都市部公立病院の様子



出所) コンソーシアム撮影

2) 潜在的需要の整理

ベトナムのヘルスケア事情を踏まえ、潜在的需要を整理する。まずは人口構成の現状と将来像から15歳から60歳未満の就労可能年齢について整理する。就労可能年齢は全人口に対して割合としては減少するものの、絶対数としては増加することが明らかになった。これらの年齢層は経済活動を担う大切な存在であることから、彼らが健康に関して不安なく働けるよう、診療サービスや予防・早期発見などに至るまでの、主に医療サービスの拡充が需要として挙げられる。また非感染症の割合が増加し生活習慣病などへの対策が求められることが予測されることから、特に予防や早期発見、フォローアップなどのサービスも需要として挙げられる。また就労可能年齢に該当する労働者については1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき公布された労働法¹⁰により健康診断が義務付けられており、そうしたサービスに対する多様化も需要として挙げられる。

¹⁰ JETRO 「No. 51/2001/QH10 労働法(2012)」和訳版より

一方、ベトナムが既に高齢化社会に突入していることが確認されたことで、高齢者介護の需要が高まることが予想される。ベトナムではこれまで文化風習的な理由から高齢者介護は家族内で実施するという風潮があったと言われていたが、家族構成をみると、例えば独居もしくは夫婦のみでの家族が1992～1993年では13.0%だったのに対し、2008年では27.6%と2倍以上に増えており¹¹、子供や孫が家庭内で高齢者の介護をする状況ではなくなっている様子が伺える。

また経済成長率の伸びに合わせて、民間による生命保険や医療保険の加入が増えていると言われていた。あるベトナム民間保険会社によると、ここ数年は毎年15%程度の医療保険の加入の伸びがみられるとのことで¹²、民間保険を利用する医療サービスにも、その需要が増してくると考えられる。

2-4. 事業環境の整理

ここまですを踏まえると、対象となる地域の人口構成が大切な要素であると考えられる。特に本事業の対象地域であるビンズン新都市は開発が進められている新興都市であることから、ここでは対象地域だけでなく周辺の環境を含めて事業環境を整理した。

1) ビンズン新都市の人口

先述のベトナム全体の人口から、更に事業に直接関係するビンズン新都市の状況を確認するため、その人口について検証した。ただし現時点ではビンズン新都市区分として正確な人口データが存在していない。そこで先述したとおりビンズン新都市はトゥーザウモット市ホアフー地区に属していることから、ホアフー地区の情報を基に検証した。ビンズン省によると、ホアフー地区の人口は、2013年で12,232人、2015年で21,308人、2016年には25,040人と、3年間で約2倍の増加を示している。年平均成長率は27.0%となり、非常に高い数値を示していることが判明した（2014年のデータは不明）。

図表・19：ホアフー地区の平均人口

年	2013年	2014年	2015年	2016年	CAGR
平均人口	12,232人	N.A.	21,308人	25,040人	27.0%

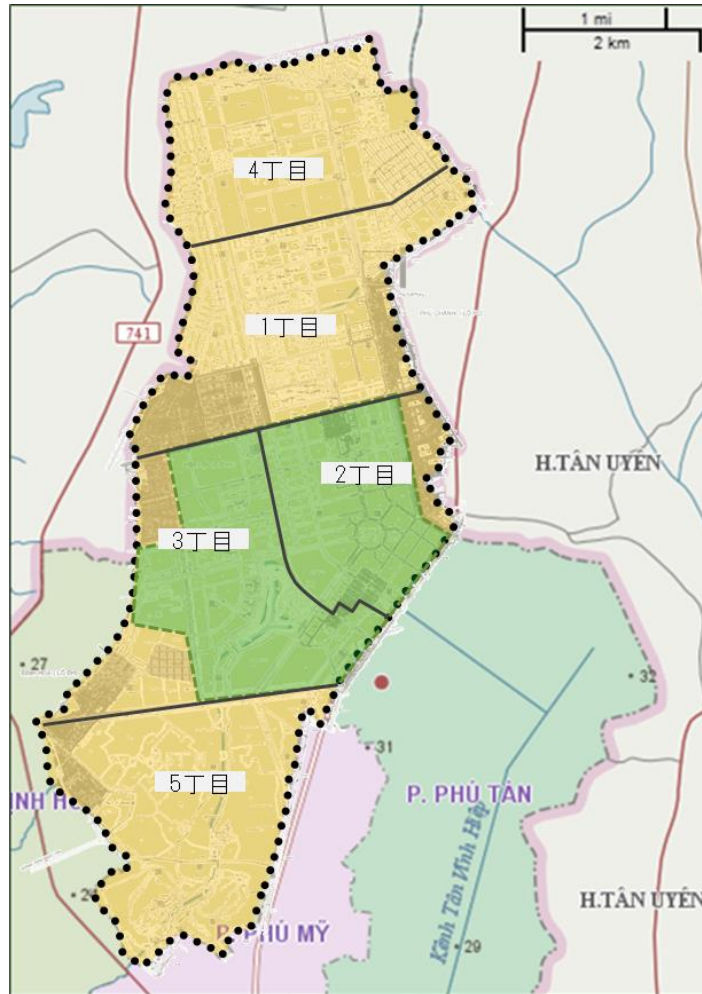
出所) ビンズン省からの情報を基にコンソーシアム作成

この増加率の理由を更に分析するため、ホアフー地区の詳細な行政区分について検証した。ホアフー地区には行政区分で5区画あり、中心部の北側に1丁目、中心部南側の東西に2丁目と3丁目、北端に4丁目、そしてトゥーザウモット市街地に近い南側に5丁目がある。そのうちビンズン新都市の開発はホアフー地区中心部の概ね2丁目と3丁目の2区画で行われていることから、同新都市はその2区画に相当することとなる。

¹¹ Vietnam Household Living Standard Survey 1993-2008 より

¹² ベトナム民間保険会社 PJICO ヒアリングによる

図表・20：ホアフー地区の行政区分



出所) ビンズン省からの情報を基にコンソーシアム作成

各区画での2013年から2016年までの人口（2014年はデータ無し）を、それぞれ戸籍登録者、6ヶ月以上の短期滞在、6ヶ月未満の短期滞在の3種類のデータと共に確認した。データによると、全体的に各分類における人口が各年で延びているものの、2丁目の2016年総人口6,675人は、2015年総人口8,384人に比べて減少していることが特徴として挙げられた。更に詳細をみると、戸籍登録者は2013年1,383人、2015年1,780人、2016年1,841人と堅調に人数が伸びているものの、6ヶ月以上の短期滞在者は2015年5,448人から2016年には4,245人へと減少、また6ヶ月未満の短期滞在者においても1,156人から589人へと半減していることが判明した。

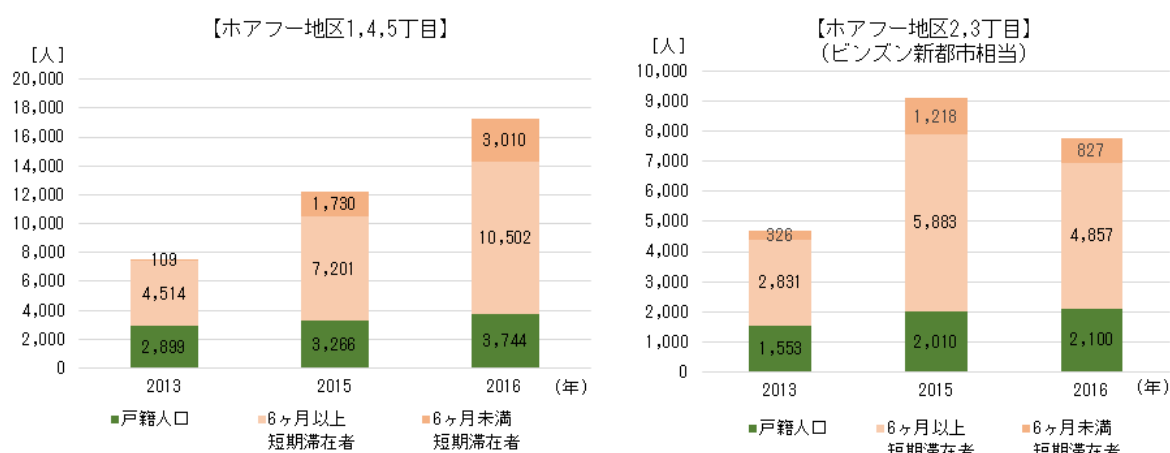
図表・21：ホアフー地区の区分毎の平均人口内訳

	行政区画	年	総人口	分類		
				戸籍登録者	短期滞在者	
				戸籍人口	6ヶ月以上 短期滞在者	6ヶ月未満 短期滞在者
ホアフー区 区画	1丁目	2013	6,290	2,278	4,011	1
		2015	10,283	2,582	6,099	1,602
		2016	14,910	3,028	9,234	2,648
	2丁目	2013	4,212	1,383	2,503	326
		2015	8,384	1,780	5,448	1,156
		2016	6,675	1,841	4,245	589
	3丁目	2013	498	170	328	0
		2015	727	230	435	62
		2016	1,109	259	612	238
	4丁目	2013	410	392	13	5
		2015	944	403	481	60
		2016	1,036	411	423	202
	5丁目	2013	822	229	490	103
		2015	970	281	621	68
		2016	1,310	305	845	160
ビンズン新都市 相当	2,3 丁目	2013	4,710	1,553	2,831	326
		2015	9,111	2,010	5,883	1,218
		2016	7,784	2,100	4,857	827
その他の ホアフー地区	1,4,5 丁目	2013	7,522	2,899	4,514	109
		2015	12,197	3,266	7,201	1,730
		2016	17,256	3,744	10,502	3,010

出所) ビンズン省からの情報を基にコンソーシアム作成

この2丁目の特徴は、ビンズン新都市を想定した2丁目と3丁目を合わせた数値にも影響している。どちらの区分も戸籍登録者は堅調に増加しているものの、やはり短期滞在者はそれぞれ2016年で人口が減少している。2丁目、3丁目の短期滞在者が減少した原因として、不動産開発に携わっている作業員の人数が影響していると思われる。現時点では大規模な建築作業が発生すると作業員が大量に流入し、建築終了と共に流出していくことが考えられる。それに対してホアフー地区1丁目、4丁目、5丁目の合計は、戸籍登録者、6ヶ月以上の短期滞在者および6ヶ月未満の短期滞在者のいずれも各年で増加しており、全体として人口増加が続いていると言える。

図表・22：ビンズン新都市を想定した分類別の人口変化



出所) ビンズン省からの情報を基にコンソーシアム作成

また後述するクリニックの開設場所は、ビンズン新都市内の賃貸物件を予定している。その物件に隣接する建物の代表として BECAMEX TOKYU のタワーマンション、SORA GARDENS がある。ここには 2017 年 7 月時点で約 400 名が居住しており、およそ 3:1 の割合で外国人とベトナム人が居住していると言われている。また外国人の多くはビンズン新都市周辺の工業団地に展開する企業の出向者と言われている¹³。こうした状況にも配慮しながら、どのようなヘルスケア振興を展開していくべきかを検討する必要がある。

図表・23：タワーマンションの居住者内訳（2017年7月時点）

全居住者	内訳			
	ベトナム人	韓国人	日本人	その他
405名	111人	106名	67名	121人

出所) BECAMEX TOKYU データよりコンソーシアム作成

以上、ベトナム全体の人口増加に比べ、ビンズン新都市を想定したホアフー地区のデータを取り上げ、ビンズン新都市では人口の流入出が激しく行われていることが確認できた。特に短期滞在者の流入出がみられることから、ビンズン新都市の開発に携わる人材の移動が激しく行われていると推察された。本事業を実施するうえでは開発の状況や段階によって、開発関係者に対してどのようなヘルスケアサービスを提供するか、そして居住者の定着と共に居住者グループの男女比、家族構成、年齢構成などの内訳をどのようなタイミングで加味していくかなどを併せて検討する必要がある。ヘルスケア振興を図るうえで、対象の状況を十分把握しながら、それに適したサービスの提供を柔軟に検討・実施していく必要があることが判明した。

2) 周辺工業団地の状況

¹³ BECAMEX TOKYU より

ビンズン省における経済発展を支える要素のひとつとして、同省が積極的に誘致を進めている工業団地が挙げられる。先述したとおり、ビンズン省はホーチミン市、ドンナイ省、バリアブンタウ省と共にベトナム南部の四角形経済圏を構成するひとつの省であり、これら各省には同様に工業団地、および外資系企業が多く参入し、経済の活性化に貢献している。工業団地には多くのベトナム人作業員が勤務しており、また外資系企業では本社からの出向者などが単身、もしくは家族と共に現地に駐在している可能性がある。本事業を進めるうえではこれら工業団地に関係する人々の動向を把握することが、現地に適切なヘルスケアサービスを構築するうえで重要となることから、ビンズン省内の工業団地について整理した。

ビンズン省内には主な工業団地が 26 団地ある。それらの工業団地には 1,961 社が参入しており、そのうち 1,400 社が外国企業の参入によるもので、約 7 割を占めている。外国企業の中には、日本から日清食品株式会社、株式会社クボタ、大日本印刷株式会社等が参入している¹⁴。

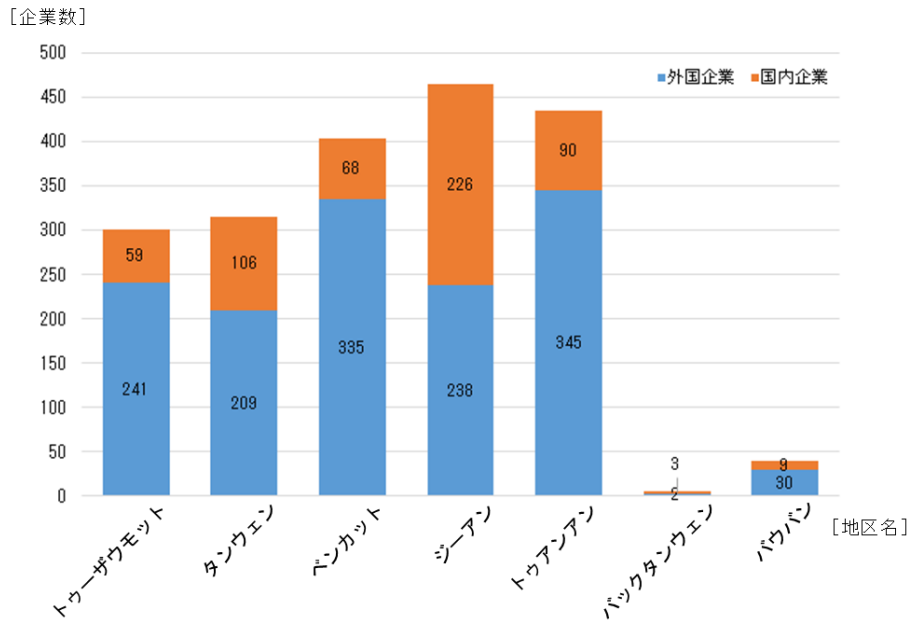
¹⁴東急電鉄、BECAMEX TOKYU 有限会社、BECAMEX TOKYU バス有限会社「ビンズン新都市プロジェクト」より

図表・24：ビンズン省内の主要工業団地（2016年6月時点）

場所	工業団地名	企業数	外国企業数
トゥーザウモット	ダイダン工業団地	44	42
	ドンアン2工業団地	38	23
	キムフィ工業団地	23	21
	ヅタン工業団地	6	4
	ソントン3工業団地	66	46
	VSIP 2 工業団地	123	105
タンウエン	ダットクック工業団地	30	19
	ナムタンウエン工業団地	161	89
	VSIP 2 拡張	124	101
ベンカット	アセンドラス工業団地	27	25
	マイチュン工業団地	3	0
	ミーフック2工業団地	111	91
	ミーフック3工業団地	167	151
	ミーフック工業団地	75	56
	ラックバップ工業団地	20	12
ジーアン	ピンアン工業団地	14	2
	ピンドン工業団地	12	9
	ソントン1工業団地	194	83
	ソントン2工業団地	136	91
	タンドンヘップ工業団地	65	16
	ベトナム2工業団地	43	37
トゥアンアン	ドンアン工業団地	130	83
	ベトナム工業団地	63	57
	VSIP 工業団地	242	205
バックタンウエン	タンピン工業団地	5	2
バウバン	バウバン工業団地	39	30
合計		1,961	1,400

出所) コンソーシアム作成

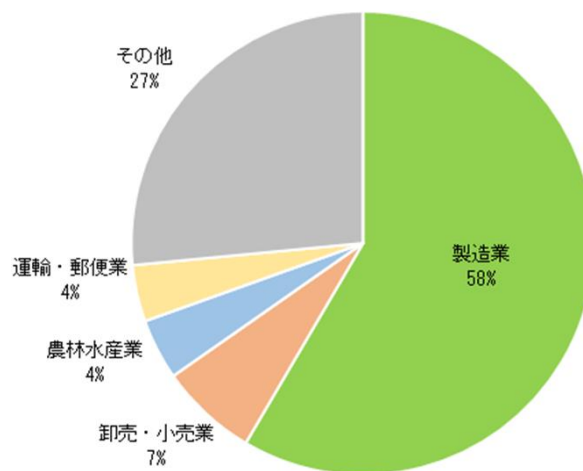
図表・25：ビンズン省内主要工業団地の参入企業数



出所) コンソーシアム作成

またこれらの工業団地がビンズン省の経済活性化に貢献している根拠として、ビンズン省の産業の内訳を以下に示す。2016年のビンズン省実質GDPの各産業別の内訳によれば、製造業が58%を占め、次いで卸売・小売業が7%、また4%で農林水産業、運輸・郵便業が続いていた。このような状況に鑑みると、ビンズン省経済が工業団地における製造業に大きく依存している様子が確認できた。

図表・26：ビンズン省内GDPの各産業が占める割合（2016年）

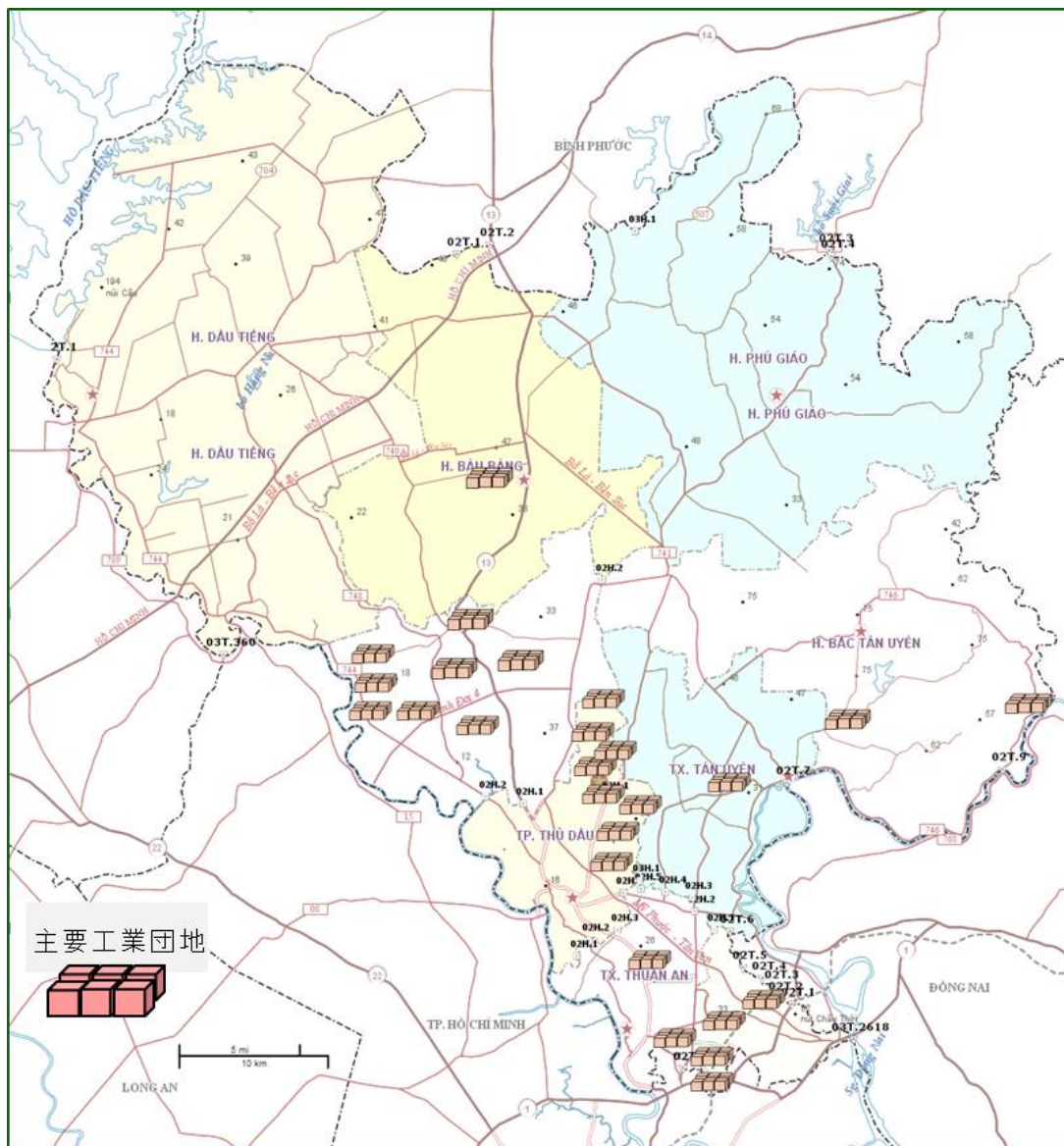


出所) Statistical Yearbook of Binh Duong 2016” を基にコンソーシアム作成

工業団地の関係者は工業団地の近隣に居住しているとは限らず、先述したような本事業の対象地域となる居住者人口を考慮するだけでは、本事業のヘルスケアサービスを検討するうえで全体を把握することは難しい。そこで近隣の工業団地に通勤で流入してくる昼間人口を想定するため、本事業の実施場所に近いトゥーザウモット市周辺の工業団地を確認した。

ビンズン新都市を含むトゥーザウモット市は、北東にタンウェン地区、そして北西にベンカット地区、南側にはトゥアンアン地区が隣接している。しかしトゥアンアン地区の工業団地はトゥーザウモット市側に位置しているものが少ないため、ここでは北側のタンウェン地区、そしてベンカット地区、そしてビンズン新都市を含むトゥーザウモット市の3区を対象として抽出した。

図表・27：ビンズン省の工業団地分布図



出所) Atlas Binh Duong (<http://atlas.binhduong.gov.vn/>) を基にコンソーシアム作成

先述した3地区の工業団地数を集計すると、ビンズン省の主要工業団地26団地の5割以上となる15団地がここに展開していることが判明した。また15団地への進出企業数は1,018社

で、うち外国企業は785社となる。工業団地数だけでなくそこに参入している企業数についても、この3地区内だけで全体数、そして外国企業数共に5割以上を占めていることが判った。

こうした工業団地の工場作業員や外国からの出向者が、本事業に必ずしも関係してくるとは限らないものの、単純に地理的な関係を含め、工場作業員の年齢構成や居住地域、また外国からの出向者の居住地域や人数を把握していくことが、本事業で展開するヘルスケアサービスの内容を計画するうえで重要な要素となる。

3) その他施設の状況

ここまで本事業の基盤となる基本的な人口と、それらを取り巻く社会環境を工業団地という視点で確認した。ビンズン新都市は都市機能の充実を図るべく様々な施設が開発と参入を進めていることから、その他の主な施設についても把握しておく必要がある。そこでそれぞれ以下の区分において状況を確認した。

(1) 居住施設

現時点で把握されているのは、BECAMEX TOKYU 開発の施設を含め、7つの居住区、アパートおよびマンションがあり、1,745人の居住者が確認されている。

(2) 事業所

2014年2月に移転したビンズン省人民委員会をはじめ、公共施設やTV局、またビンズン新都市の開発を手掛けるBECAMEX IDC CORP. 本社、ベトナム大手銀行等の移転が開始されており、それら従業員数は4,580人とされている。

(3) 商業施設

ビンズン省人民委員会に隣接するフードコートやレストラン、またホテルや自動車ディーラー等、様々な商業施設が参入し始めている。現時点で従業員数は把握していない。

(4) 学校

主に私立のベトナム有名校、インターナショナルスクール、幼稚園から高校までの一貫校、大学等、学生はビンズン省内外から集まり、指導陣もベトナム国内外から招聘されている。学生数は10,239名、教師を含む就労者は884名となっている。

(5) その他

公園、イベント会場、スポーツセンター等、福利厚生施設が参入している。

図表・28：ビンズン新都市内の主な施設（2017年8月現在）

施設区分	施設数	就労者数	居住者数	学生数
(1) 居住施設（区域）	7	150	1,745	-
(2) 事業所	88	4,580	-	-
(3) 商業施設	7	-	-	-
(4) 学校*	8	884	-	10,239
(5) その他	3	-	-	-
合計	110	5,614	1,745	10,239

* (4) 学校についてはビンズン新都市に隣接するものを含む。

出所) コンソーシアム作成

以上、ビンズン省内の工業団地、およびビンズン新都市の施設等の参入について確認した。ビンズン省内の工業団地にはベトナム企業および外国企業が参入し、特に製造業を中心に活性化している点が伺えた。ビンズン新都市の発展にはビンズン省全体の発展が必要不可欠であり、工業団地で働く人々が元気で働けるようヘルスケアサービスを提供することは重要と考える。また工業団地だけでなくビンズン新都市内の人々の構成についても、どのように変化するか継続的に把握することが必要である。

第3章 クリニック開設の実証

3-1. クリニック概要

1) 概要

クリニックの開設はビンズン新都市に必要と思われるヘルスケアサービスの第一弾として計画している。既に都市として成熟しておりクリニックや病院が数多く開業しているトゥーザウモット市街地からそう遠くない地理的關係、またビンズン新都市内の居住者数が安定していない状況を考えると、現時点でビンズン新都市内のクリニック利用者数は流動的である。しかし今後ビンズン新都市の安心と発展を担保するためにはできるだけ近くに医師が駐在している状況が必要であり、急を要するような症状、また軽い症状であっても、すぐに診療を受けることができる、安心できる環境を整備することは重要となる。そこで開設するクリニックはプライマリケアの提供という位置づけを持ち、一次医療が可能な内科総合診療のクリニックとして開設を進めていく。

2) 「日本式」の定義

本事業のコンセプトである「日本式」について、ここでは医療サービスの提供を前提として以下のとおり定義する。

(1) 患者が安心できる施設づくり

ベトナムの医療施設の外観や建物内の内装が無機質で、患者が落ち着いて診療を受けられる要素が少ない。患者が安心して時間を過ごせるような空間・施設づくりを演出し、またスタッフもより親身な姿勢で対応できるようにする。

(2) 情報管理による適切な診療

基本的にベトナムの医療施設では患者情報を管理しないため、患者の病歴や家族歴などの診療情報への管理が徹底されておらず、場当たりの診療の提供となる。そこで患者情報を管理し、蓄積された情報を元にした適切な診療を継続的に実施することで誤診などのリスクを減らすと共に、ファミリードクターのような存在として患者に対応する。

(3) 効率的運営による混雑への対策

都市部公立病院の課題のひとつに患者の集中が挙げられる。要因のひとつは都市部の医療技術が優れていると考える患者が地方などから集中することによるもので、それが原因で病院の許容限度を超え混雑を引き起こしてしまう。クリニックを開設する場合には同様の状況が避けられない場合が想定されるため、これらの課題を予約管理、運営管理、資機材管理、人材管理等の徹底により解決していく。

3-2. 新会社設立とクリニック開設に関する規定等の確認

1) ベトナムにおける現地法人の設立パターン

ベトナムでのクリニック開設に向け、必要な規定等を示す。ベトナムではクリニックの開設と運営にはベトナム国内において現地法人の設立が必要なことから、初段階として現地法人の設立規定を確認しながら、併せてクリニックの開設にかかる準備を進めていくこととした。先ず外国企業がベトナムで拠点を構える場合、その事業の目的や活動内容により、現地法人、駐在員事務所、支店、駐在員事務所、プロジェクト企業、請負企業等の形態があることが知られている¹⁵。本事業は第1章事業概要、1-2. 事業の目的、1) 全体の事業目的、で述べた、クリニック開設による事業展開を目的としていることから現地法人の設立について確認する。

図表・29：現地法人の形態

形態	条件	創業者としての出資者数	出資者
有限会社	1人有限会社	1名	組織または個人
	2人以上有限会社	2名～50名（50名以下）	組織または個人
株式会社		3名以上（上限なし）	組織または個人

出所) JETRO「改正投資法・改正企業法に基づくベトナム拠点設立マニュアル」(2016年3月)

また出資者がベトナム個人もしくは組織、および外国人もしくは組織により、その有限責任の所在が異なる。特にベトナムでは後者のみで設立する100%外国資本による現地法人の設立が可能であり、外国人および外国組織が直接的に経営や管理を担い、会社の決定権も持つことが可能とされている。

図表・30：現地法人の形態

形態	概要
合併会社 設立	ベトナム個人と外国個人 ベトナム個人と100%外資企業 ベトナム合併企業と外国個人 ベトナム合併企業と外資企業 有限責任会社もしくは株式会社として設立されるものを指す。左の対象者間で締結された合併企業契約を根拠とする有限責任の法人となる。
100%外資による現地法人 設立	外国投資家が経営を行い管理や決定も可能な有限責任会社もしくは株式会社。

出所) コンソーシアム作成

2) 外国資本による医療施設開設の最低資本金設定

ベトナムで開設される医療施設には、内科や歯科など単科のみで診療を行う単科診療所、複数の診療科を備える複数科診療所、そして入院施設を備える専門もしくは複数科による総合病院の3種類の形態がある。また先述したとおり、医療施設の開設にはそれを運営する現地法人の出資者により様々な形態があり、外国資本100%による医療施設の開設も可能となっている。ただしベトナムのWTOサービス分野公約により、外国資本100%での医療施設の開設には、医療

¹⁵ JETRO「改正投資法・改正企業法に基づくベトナム拠点設立マニュアル (2016年3月)」より

施設の形態によりそれぞれ最低資本金の設定が課せられている。それら最低資本金については、単科診療所で 200 千 US ドル、複数科診療所では 2,000 千 US ドル、病院では 20,000 千 US ドルの設定が必要となる。

図表・31：医療施設の形態

種類	最低資本金	施設概要
専科診療所	200千USD	歯科・眼科などの専科クリニック
総合診療所	2,000千USD	入院施設を持たない総合病院
病院	20,000千USD	入院施設を備えた総合病院

出所) JETRO「活性化する世界の医療サービスビジネス～各国・地域の医療サービスビジネス・制度報告」(2013年10月)

以上のとおり、新規医療施設の開設によりベトナムに進出しようとする外国企業や団体は、先ずその運営管理を行う現地法人の設立を目指す必要がある。そして医療施設の開設には最低資本金の設定が必要となり、開設を目指す医療施設の形態により、その最低資本金の設定金額が異なる点に留意する必要がある。

ベトナムでの現地法人開設に関する手続きについては、医療施設の開設を前提としたものでも基本的には一般的な手続きと同様で、投資登録証明書を取得し企業登録証明書の取得を経て、医療施設の開設運営許可証取得という手続きの流れとなる。

(1) 投資登録証明書(IRC: Investment Registration Certificate)の取得

先ずは現地法人の設立形態を決定し、現地の登記住所を決定するためにオフィス等の選定と賃貸借契約の締結が必要となる。そしてベトナム語、外国語の双方による会社名を決定しつつ、出資団体の情報のベトナム語翻訳と公証作業をおこなう。以上の書類、事業提案書、申請書等を揃え、各地方省計画投資局へと申請する。手続きにかかる所要期間は、不備の無い書類の提出により 2 週間から 6 週間程度と言われているが、状況による。

(2) 企業登録証明書(ERC: Enterprise Registration Certificate)の取得

投資登録証明書 (IRC) の取得を受け、会社定款の作成、法的代表者情報のベトナム語翻訳と公証等の書類を揃え、各地方省計画投資局へと申請する。手続きにかかる所要期間は、不備の無い書類の提出により 1 週間程度と言われているが、状況による。

これらの証明書を取得し現地法人を設立したうえで、会社印鑑の作成、銀行口座の開設等の手続きを実施する。その後、医療施設の開設運営許可証を取得する手順となる。なお医療施設の開設を前提とした現地法人の設立に伴い、資本金を準備するうえで最低資本金の設定が負担になる可能性が示唆される。これについては、あくまで 2017 年 12 月時点のビンズン省投資計画局の見解という点に留意したうえで付記すると、この最低資本金の設定については段階的な増資により担保する方法が可能であるとのことであり、同局に対して事業計画を明示し承諾を得ることで、現地法人設立時の初期投資として全額を投入する必要がなく、数年間のうちに増資し最低資本金

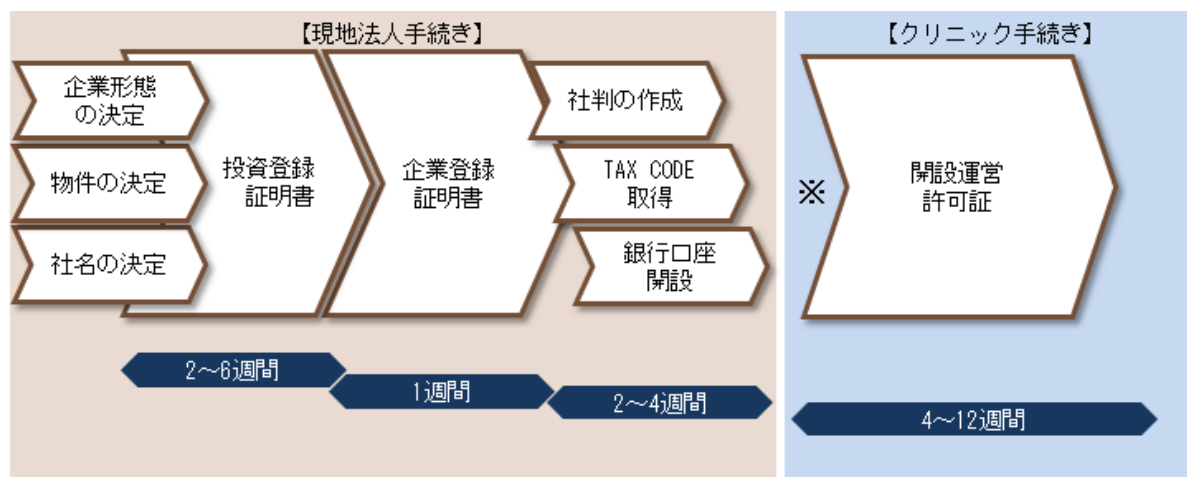
を担保すればよいことを確認した。ただし時期や省により見解が異なる場合があるので、その都度確認は必要となる。

(3) 医療施設の開設運営許可証取得

医療施設の開設運営許可証取得には、先述した投資登録証明書、企業登録証明書の他に、医師や看護師等の医療従事者ライセンス、経験などを証明する書類が必要となる。手続きにかかる所要期間は、不備の無い書類の提出により4～12週間程度とされているが、状況による。

一方で、ベトナムでは外国人医師のベトナム国内でのライセンス取得による診療行為が認められている。ベトナム人医師を起用する場合と同様、外国人医師であっても、この医療施設の開設運営許可証申請時に、ベトナムでのライセンスや経験を証明する書類の提出が必要となることから、外国人医師を起用する場合には、そのライセンス取得のタイミングに留意する必要がある。

図表・32：医療施設開設までの手続きの流れ



※外国人医師を起用する場合、医師ライセンスの取得には60～180日を要する

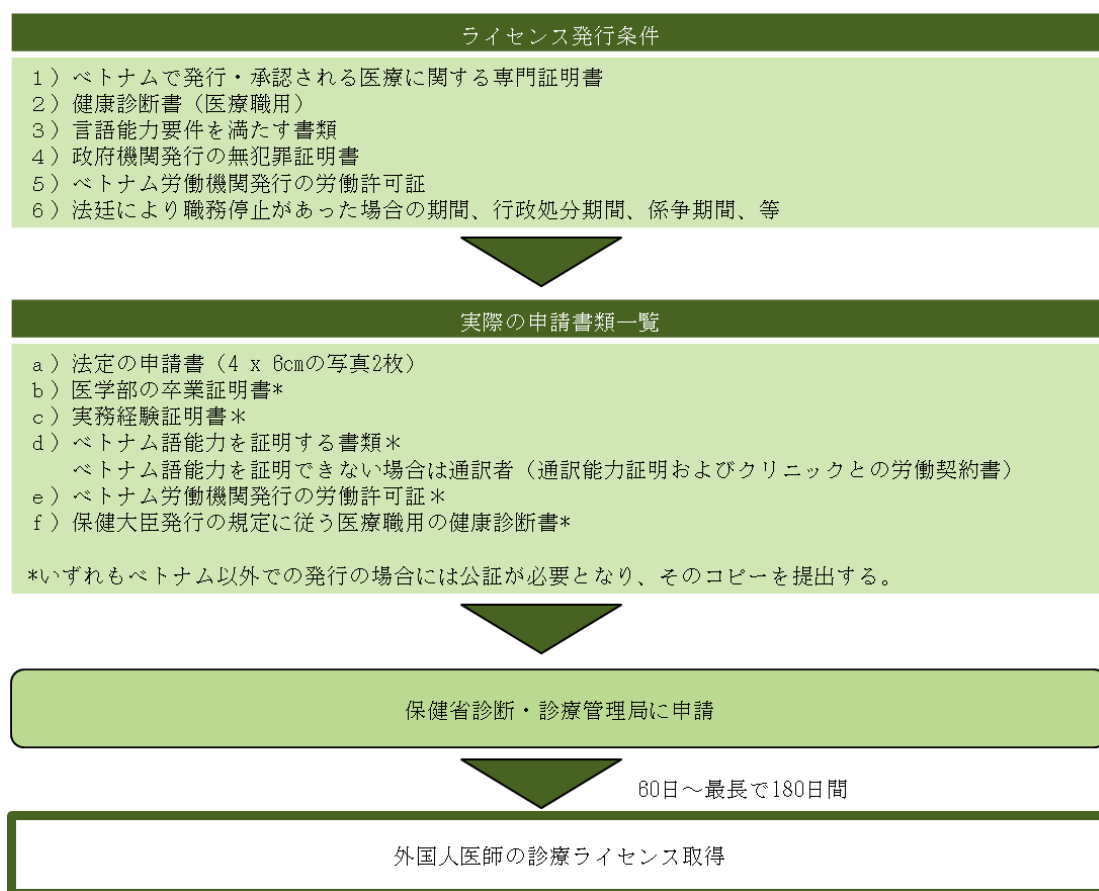
出所) コンソーシアム作成

(4) 外国人医師のベトナムでのライセンス取得

ベトナムと国際協定もしくは条約を締結している国¹⁶の外国人医師は、ベトナムでのライセンス所得が可能となる。ライセンスを取得する場合、医学部卒業証明書、ベトナム語能力証明、ベトナム国労働許可証等のベトナム語翻訳と公証書類のほか、ベトナムの規定による健康診断書等の提出が必要となる。なお該当する外国人医師にベトナム語能力が無い場合は、一定の基準を満たした通訳者の起用が必要となる。申請先は保健省の診断・診療管理局となり、手続きにかかる所要期間は、不備の無い書類の提出により60～180日程度とされているが、状況による。

¹⁶ No. 40/2009/QH12 健康診断および治療に関する法律、第22条：診療証明書の認定、より

図表・33：外国人医師のベトナムでのライセンス取得条件



出所) コンソーシアム作成

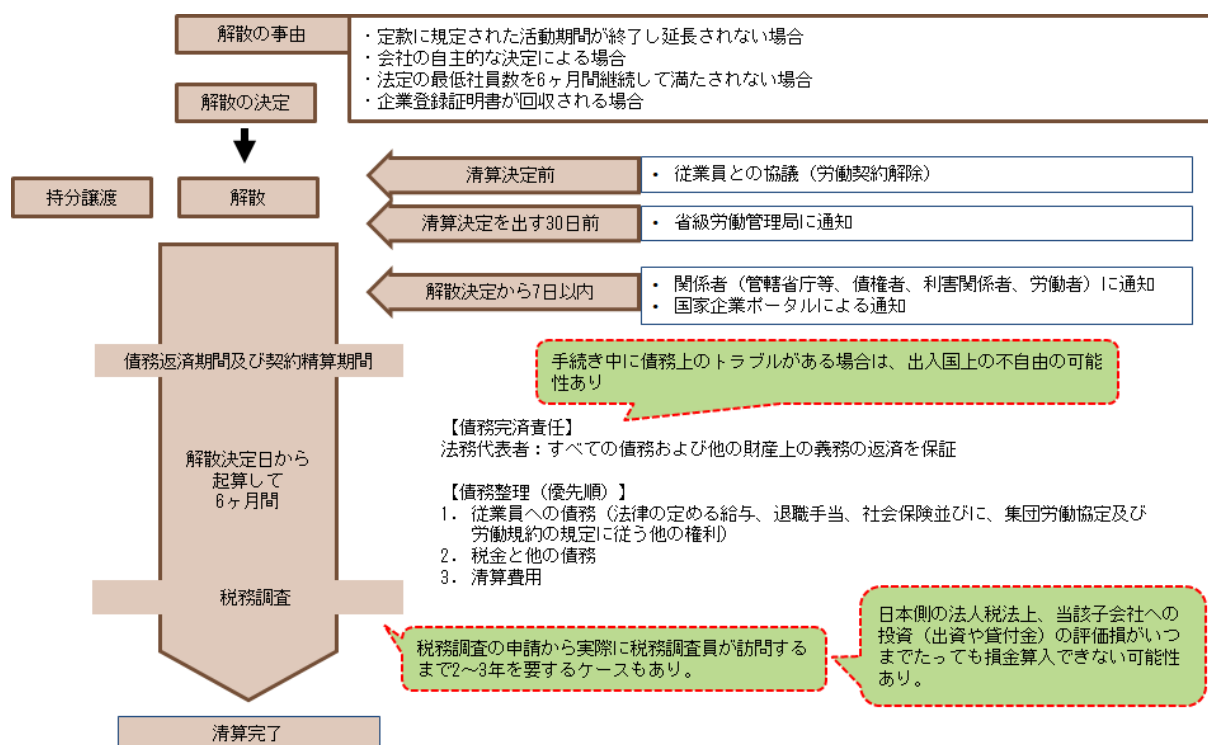
以上の各種申請については、申請先が各地方省または本省になる点についても留意が必要となる。特に申請書類には不備が指摘されることが予想されることから、申請期間には余裕を持ち対応する必要がある。

3) 解散による撤退の手順

一般的な撤退条件、特に解散についての手続きを整理する。基本的に現地法人が何らかの理由により自主的に解散を決定することができるほか、法定の最低社員数が6ヶ月間継続して満たされない場合、また何らかの理由により企業登録証明書が回収されてしまう場合に解散を決定し諸手続きを開始する必要がある。

特に注意しなければならないのは、手続き中に債務上のトラブルが認められる場合に、債務完済責任を有する法務代表者が出入国上の不自由を被る可能性があるという点、そして税務調査が実施されるまでに2～3年を要する事例がある点が挙げられる。特に後者の場合、日本の出資組織側で財務処理上の遅延が発生するため注意が必要となる。

図表・34：現地法人の解散について



出所) コンソーシアム作成

4) 医薬品の取り扱いと薬局の設置

医療施設を運営するうえで必要なものとして、医薬品の取り扱いがある。一般的に医薬品の取り扱いは日本と同様、医師の処方により処方薬の販売が認められているほか、許可を得ることにより一般薬（OTC薬）の販売も可能となる。ただし注意しなければならないのは、医薬品の取り扱いと管理には薬剤師が必要となる点である。通達 07/2003/PL-UBTVQH11「民間薬局の運営に関する第19条」によれば、民間医療施設においては実際の医薬品の管理と販売を医師が実施することが許可されておらず、薬剤師が実施しなければならない。従って医療施設を開設し医薬品を取り扱う場合には、別途、薬剤師を採用し登録する必要がある。また医療施設内で一般薬（OTC薬）を販売する場合には、別途、薬局として申請をおこなう必要がある。申請にはある一定基準を満たした薬剤師が責任者となる必要があるほか、企業登録証明書などを提出する必要がある¹⁷。なお今回のクリニックでは薬局の完全なアウトソーシングを実施する予定のため、これらの手続きはすべて現地の薬局に依頼することを想定している。

3-3. クリニックの実施計画

以上の規定等を踏まえ、実際にクリニックを開設するにあたり、周辺の状況を確認しながら実際にどのようなクリニックの施設とし、サービスを提供していくか、それぞれ検討し準備を進めていく。

1) 競合調査

¹⁷ ビンズン省保健局による

(1) ビンズン省の医療施設概要

クリニックを開設するにあたり、ビンズン省内、特にビンズン新都市を含むトゥーザウモット市を中心とした周辺の3地区、ベンカット地区、タンウェン地区、トゥアンアン地区の4地区についての状況を確認した。4地区における病院およびクリニックの合計数は79施設で、うち私立が半数以上の50施設を占めた。特にトゥアンアン地区の私立クリニックの数は18施設と4地区内で最多となっており、これはトゥアンアン地区がホーチミン市に隣接し、幹線道路によって結ばれているため、ホーチミン市に關係する利用者の需要のためと考えられる。トゥーザウモット市においては公立の病院およびクリニックの数が9施設であるのに対して、私立は15施設となっており、同市において医療の需要が高いことが伺える。

図表・35：ビンズン新都市周辺の医療施設数

区分	医療施設種別		件数
トゥーザウモット市	公立	クリニック	1
		病院	8
	私立	クリニック	11
		病院	4
ベンカット地区	公立	クリニック	3
		病院	2
	私立	クリニック	4
		病院	1
タンウェン地区	公立	クリニック	2
		病院	2
	私立	クリニック	6
		病院	0
トゥアンアン地区	公立	クリニック	6
		病院	5
	私立	クリニック	18
		病院	6
4地区合計	公立	クリニック	12
		病院	17
	私立	クリニック	39
		病院	11
			29
			79

出所) "Statistical Yearbook of Binh Duong 2016" およびコンソーシアム調査を基に作成

またビンズン新都市付近の医療施設について、実際の医療施設の様子を確認した。この付近で有名な病院の一つとして、公立の Binh Duong General Hospital が挙げられる。現地でヒアリングをおこなった結果、当該医療機関への信頼性は高いようである。一方、民間医療施設については同様に調査をした結果、それぞれに特徴があることがわかった。ビンズン省内初の民間病院と言われている Binh Duong Private General Hospital については、やや老朽化している印象はあるものの、省立病院で治療をした高齢者の療養型の病院として利用されることが多いとのことだった。療養型として利用される理由のひとつとして、入院時に個室が利用できる点が挙げられた。調査した民間の医療施設はすべてベトナム

ムの公的健康保険が利用できるようである。また、休診日をほぼ設けておらず、月曜日から日曜日までの営業となっていた。診療時間はそれぞれさまざまであり、小児科を持つ施設は遅くまで営業していた。本事業の対象となるビンズン新都市内の医療施設の状況については、北側辺縁にベトナム資本の民間複数科診療所が1施設開設しているのみで、ビンズン新都市で生活もしくは活動する人々にとって、利便性が高い所在とはなっていない。

図表・36：ビンズン新都市付近の医療施設

タイプ	医療施設の例	診療時間	診療科目	特徴	混雑	
公的	総合病院	・ Binh Duong general hospital	月～金 7:30-11:30 13:00-17:00 ※救急外来は24時間対応	内科、外科、 眼科、消化器科、 アレルギー科等	・診療科、入院施設ごとに建物が分かれている。 ・混雑を回避する有料予約サービスあり。 ・他公立病院と類似したつくりだが、閉塞感はなく清潔なイメージ。	◎
		・ Medic. BD	月～日 6:30-20:00	一般家庭医学、 整形外科、眼科、 歯科、小児科等	・混雑している。 ・5階建てのつくり ・女性専用の健康診断パッケージの提供。	○
民間	総合病院	・ Binh Duong private general hospital	月～日 7:30-11:30 13:00-16:30 ※救急外来は24時間対応	内科、外科、 産婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科等	・ビンズン省初の私立総合病院。 ・公立病院よりやや清潔感あり。 ・小さい建物が集合した形で全体的に狭い印象。 ・年配の患者が多く、療養型病院として機能している。	△
		・ Chau Thanh general clinic	月～日 7:00-20:00	内科、外科、 眼科、 耳鼻咽喉科等	・開放感はあるが全体的に粗末なつくりで、 全体的に暗い印象。 ・国民保険対応可。 ・基本健診に対応。	△
	クリニック	・ Sai Gon children's clinic	月～日 7:30-12:00 13:00-20:00	小児診療	・建物は小さく、全体的に粗末なつくりだが、 清潔感はある。 ・丁寧な対応で地元で人気な小児クリニック。	○

出所) 各ウェブサイト、現地調査等によりコンソーシアム作成

図表・37：ビンズン新都市内北側に位置する複数科クリニック



出所) コンソーシアム撮影

(2) ビンズン省内の連携の可能性がある医療施設

ビンズン省の南側、ホーチミン市に向かう幹線道路沿いには、いくつか民間資本による総合病院が開設されている。ビンズン新都市から考えると距離的に競合にはなりにくいですが、本事業で計画しているクリニックの機能を考えた場合、緊急時やクリニックで診療できない患者の搬送先の病院としての連携が期待される。またそれぞれの病院は公的病院に

はみられない清潔感があり、民間医療保険が適用されていることもあり、ベトナム人の中でも一定の評価を得ている¹⁸。

図表・38：連携が期待される近隣の3病院

タイプ	民間医療施設の例	診療時間	診療科目	特徴	資本
民間 総合病院	BECAMEX International Hospital	24時間営業	一般外科、 内科、 健康診断等	・2016年12月開業のビル型病院 ・高級感と清潔感がありエントランスは 緑をふんだんに取り入れたつくり	ベカメックスIDC (ベトナム)
	Columbia Asia	月～金 7:30-16:30 土、日 7:30-11:30 ※救急外来は24時間対応	一般内科、 外科、 耳鼻咽喉科、 精神科等	・外国人患者の利用あり。 ・日本で一般的な小規模総合病院のような 奇麗な外観 ・外国人のみならず民間保険を利用するベ トナム人にも人気	International Columbia USA LLC (米国)
	Hanh Phuc International hospital	24時間営業	産婦人科、 新生児科等	・2011年開業 ・258床の産婦人科、小児科病院 ・シンガポールの基準に基づき運営 ・内装、高度医療を提供している ・不妊治療にも対応	ベトナム

出所) 各ウェブサイト、現地調査等によりコンソーシアム作成

図表・39：連携が期待される病院（左：Columbia Asia, 右：BECAMEX International HP）



出所) コンソーシアム撮影

(3) ホーチミン市の民間クリニック

一方、外国人居住者や観光客が多いとされる南部最大都市ホーチミン市には多くの外国資本による民間医療施設が存在する。本事業では地理的な要因から計画を進めているクリニックとの競合にはならないものの、駐在の外国人やある程度の収入があるベトナム人が、公立医療施設を避け多く利用しているこれらの民間医療施設の状況を調査すること

¹⁸ 現地ヒアリングによる

で、ビンズン新都市でのクリニック運営の参考とした。基本的にはベトナムの公的医療保険制度は利用できず、民間医療保険によるキャッシュレスもしくは後払いによるサービスの適用を受けることができる。また民間保険に加入していない者は、初診料約70～100USドル程度を支払うことで診察を受けることができる。適用される民間保険については、各クリニックでの利用が様々であり、ベトナム資本の保険会社が強いクリニック、また外資系保険会社が強いクリニックなど様々である。診療体制はその殆どが複数科による診療を標榜しており、医療機材についても整えられている施設が多いことから、複数科診療所として登録しているものと思われる。

図表・40：ホーチミン市内の主な民間クリニック

タイプ	医療施設の例	診療時間	診療科目	日本語対応	健康診断	連携保険会社
日系	LOTUS CLINIC (ロータスクリニック)	月-金 9:00-12:30 14:00-18:00 土 9:00-12:30 ※予約制	プライマリーケア、 内科、耳鼻咽喉科等	○	○	損保ジャパン日本興亜 東京海上日動火災保険 等、日系保険会社
	サイゴン虎ノ門クリニック	月-金 9:00-12:00 14:00-19:00 土 9:00-12:00 ※時間外応相談	内科、外科、 整形外科、泌尿器科、 皮膚科等	○		損保ジャパン日本興亜 等、日系保険会社
外資系	Centre Medical International (CMI)	月-金 8:00-12:00 14:00-19:00 土 8:00-12:00 ※予約優先	総合内科、熱帯医学科、 循環器科、産婦人科等	○	○	AETNA, AIG Global Health, Chartis Vietnam 等、外資系・ベトナム系保険会社
	Raffles Medical Vietnam HCMC	24時間 Daily	家庭医学、耳鼻咽喉科、 産婦人科等	○	○	損保ジャパン日本興亜 東京海上日動火災保険 等、日系保険会社
	Columbia Asia Saigon Clinic	月-金 7:30-21:00 (A&E) 土-日 8:00-17:00 ※救急外来は24時間対応	内科、産婦人科、 耳鼻咽喉科、小児科等	○	○	東京海上日動火災保険 等、日系保険会社
	Family Medical Practice HCMC	月-金 8:30-19:00 土 8:30-16:30 ※救急外来は24時間対応	内科、消化器科、 婦人科、小児科等	○	○	AIU保険、東京海上日動火災保険、 Blue Cross, Chartis Vietnam 等、日系・外資系・ベトナム系保 険会社

出所) 各ウェブサイト、現地調査等によりコンソーシアム作成

2) クリニックの開設予定地の選定

ビンズン新都市内でのクリニック開設にあたり、現時点でのビンズン新都市の開発状況に鑑み、利便性が高いと思われる、以下3つの選択肢を検討し(3)に決定した。

(1) 空き地を借用しての新規建築

空き地を借用しての新規建築は、現時点でビンズン新都市の開発と発展が段階的であり、今後の発展に関しては未確定要素が強く、新規の建築により拠点を構えることは柔軟な事業展開を難しくすると判断した。

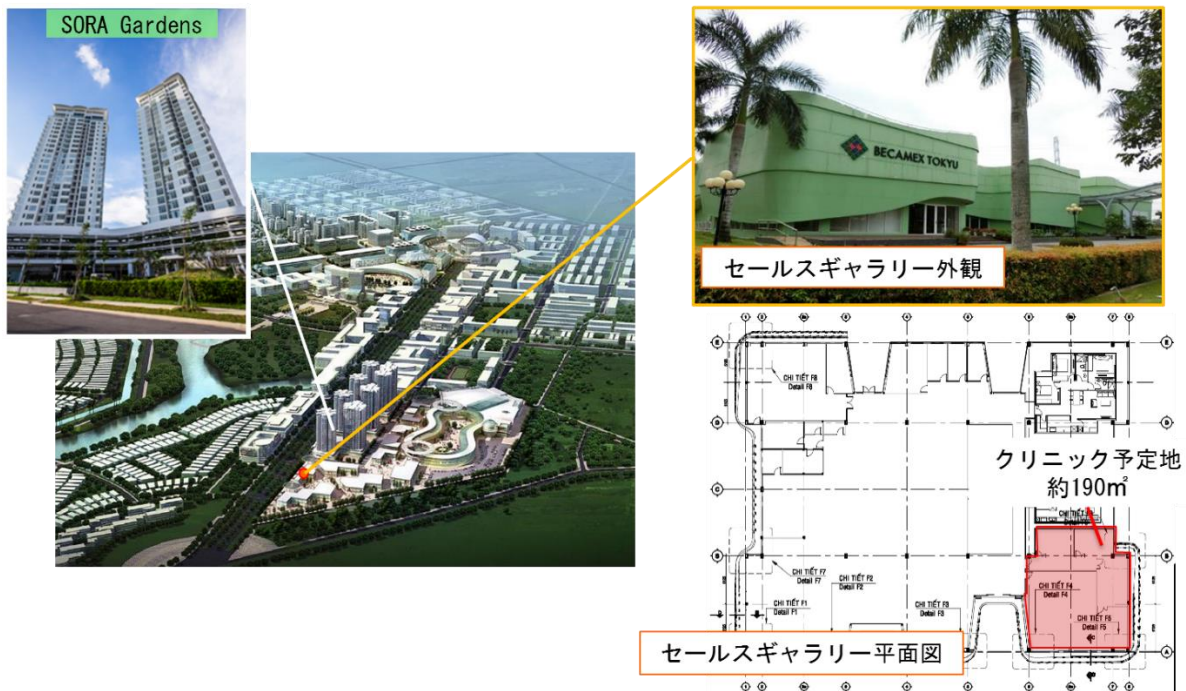
(2) SORA GARDENS や MIDORI PARK などの居住スペースの借用

BECAMEX TOKYU CO., LTD が開発した複合用途を持つビルである SORA GARDENS や、同社による MIDORI PARK などの居住スペースの借用については、スペースの性質上、道路に面して開設することが難しく、特定の対象者のみに利便性を持つこととなると判断した。

(3) 商業用スペースの借用

BECAMEX TOKYU が持つ商業用スペースについて、特に SORA GARDENS 1 階部分とセールスギャラリー内区画を検討した結果、対象者の利用しやすさ、特に現時点では有力なクリニックの利用者となり得る SORA GARDENS の居住者が、ある程度のプライバシーを確保された状態で利用できる点に鑑み、セールスギャラリー内の商業用スペースを借用することとした。

図表・41：クリニックの開設予定地



出所) BECAMEX TOKYU の情報を基にコンソーシアム作成

3) 診療圏の確認

クリニックの開設予定地とその選定理由については先述のとおりで、開設当初はビンズン新都市の開発状況に鑑み、まずは診療圏について、隣接する SORA GARDENS 居住者を想定して決定した。そこで更に地理的な診療圏の範囲について、併せて検討した。

日本では一般的に、郊外型クリニックの診療圏は 3km とされている¹⁹。これは対象となる患者のおよそ 8 割が半径 3km 以内のクリニックを利用しているというデータに基づいたもので、時速 40km/h で移動する車両に換算すると、5 分以内で移動できる場所ということになる。この点を踏まえ、開設するクリニックを中心とした 3km について検討した。

クリニックを中心とした診療圏 3km の範囲を確認すると、ビンズン新都市の殆どがカバーされ、ホアフー地区の南側約 5 割もカバーされていることとなる。また工業団地についてはビンズン新都市に隣接するソントン 3 工業団地が診療圏にカバーされることとなるのがわかる。また更に診療圏を 5km、車両の移動で 10 分以内とすると、ホアフー地区の約 8 割、そしてビンズン新都市北側に隣接する VSIP2 工業団地までが診療圏としてカバーされることとなる。現時点でそれぞれ把握している人口は以下のとおり。

¹⁹ 日本医事新報社「診療所経営の教科書第 2 版」より

図表・42：ホアフー地区および主要施設等の人数

[単位：人]

		3km圏	5km圏
ホアフー地区_2016		50%	80%
人口	25,040	12,520	20,032
想定通勤/通学者人口_2017		100%	100%
就労者	5,644	5,644	5,644
学生	10,239	10,239	10,239
タワーマンション_2017		100%	100%
居住者	404	404	404
VSIP2工業団地人口		0%	100%
想定雇用者	14,276	0	14,276
ソントアン3工業団地人口		100%	100%
想定雇用者	4,699	4,699	4,699
合計		33,506	55,294

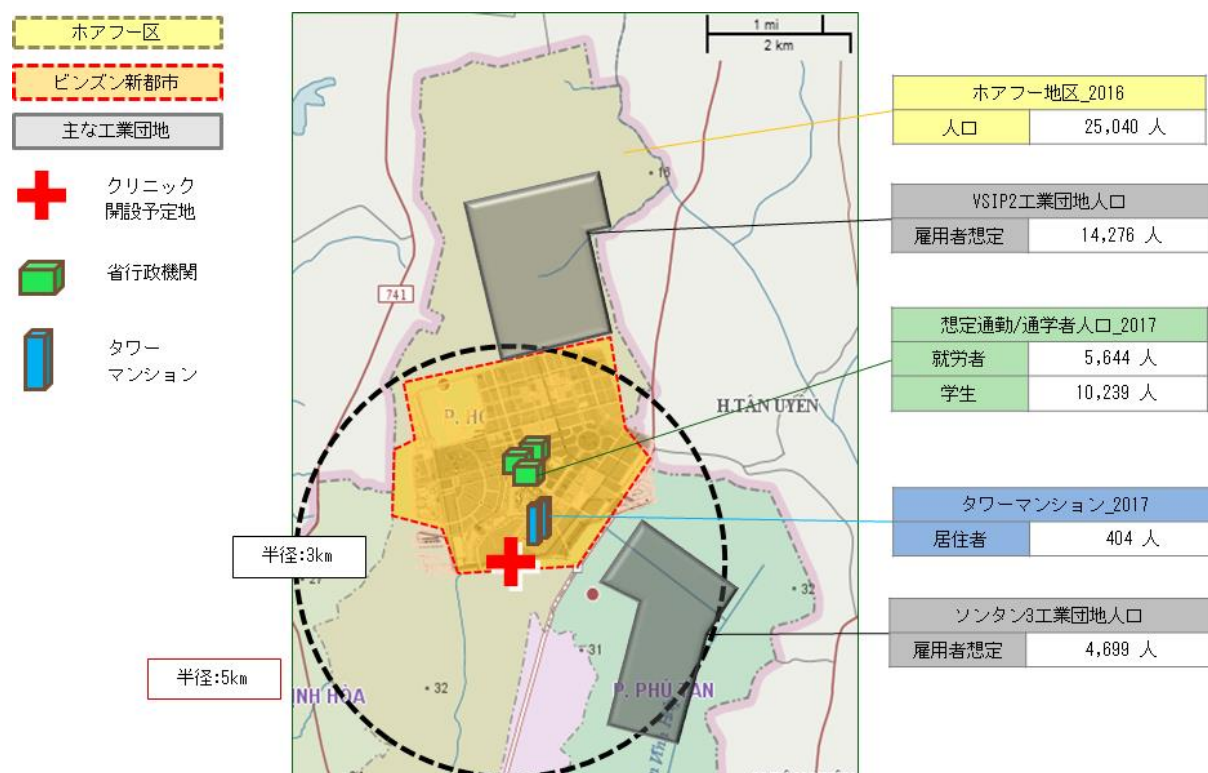
出所) コンソーシアム作成

診療圏 3km では合計が 33,506 人、診療圏 5km では合計が 55,294 人となる。日本での人口 10 万人の 1 日あたりの外来受療率が約 6,000 人（約 6%）と言われていることから¹⁹、このデータを引用すると、この診療圏 3km における 1 日あたりの想定外来患者数は約 2,000 人となる。ただしこの数値は就労人口や男女比、また年齢等を考慮していない点を留意する必要がある。

なお診療圏 5km 外となるが、ビンズン新都市の北側にはミーフック 1～3 工業団地がある。この工業団地はそのコンセプトとして税関、郵便局、学校、医療施設や商業施設等を備えていることから²⁰医療に関する需要は低いと考え、ここでは対象外とした。

²⁰ JETRO「ベトナム・ホーチミン市近郊工業団地データ集」より

図表・43：クリニックの診療圏



出所) Atlas Binh Duong (<http://atlas.binhduong.gov.vn/>) を基にコンソーシアム作成

4) クリニックの設備

ベトナムの規定上、基本的には2011年11月14日発行の通達41/2011/TT-BYT「開業医のための証明書および診療所のライセンス発行について」を遵守する必要がある。本事業で計画しているクリニックは単科診療所であることから、医療施設として複雑な設備は設置せず、一次医療を実施するための医師の診療スペース、処置スペースを備えることを検討している。そこで同規定の第25条「専門診療所の運営許可証について」により以下を踏まえて施設を検討した。またX線撮影などを実施するための放射線設備については、通達13/2014/TTLT-BKHCHN-BYT「医療における放射線防護の規定」を遵守する必要があるため、併せてそちらも確認した。

(1) 通達41/2011/TT-BYTによる一般的な施設基準(第25条)

- ・ 住民の生活空間から離れていること。
- ・ 丈夫な建築物、十分な採光、防塵の天井、清掃が容易な床材の使用であること。
- ・ 診療室、受付スペース、機能検査等の実施スペースは少なくとも10 m²以上であること。
- ・ X線撮影等を実施する放射線設備を設置する場合には、放射線安全基準を満たさなければならない。

(2) 通達13/2014/TTLT-BKHCHN-BYTによる医療における放射線防護の規定(付属書1)

- ・ 患者用寝台を設置しない場合のX線撮影設備：使用領域12 m²、部屋の各辺の長さ3.5m。

- ・ 患者用寝台を設置した場合の X 線撮影設備：使用領域 14 m²、部屋の各辺の長さ 3.5m。

クリニックのゾーニングは図表・44 のとおりとなる。全体の面積はおよそ 190 m²で、図表上側の位置に薬局のアウトソーシングを行う。診察室は 2 診分の区画を準備しておきながら、初年度では 1 診体制を取る予定。また X 線撮影室や検査室等も同様に、区画を確保し将来的な事業の拡大に備えておく。基本的には 1 日 20 名程度の患者を受け入れるような施設づくりを目指している。2018 年 2 月時点で内装の見積もりを依頼中であり、見積もりが確定次第、同賃貸物件の賃貸契約と共に内装工事を発注し工事を開始する予定である。

図表・44：クリニックのゾーニング案



出所) コンソーシアム作成

5) クリニックの診療サービス

現時点で検討される診療サービスは、主に以下が挙げられる。

- (1) **外来診療：** 内科総合診療による初期診断をおこなう。発熱、風邪、腹痛、皮膚トラブルなど軽度の急性期疾患を取り扱う。その他、健康相談や持病の経過観察を含めた外来診療を実施する。
- (2) **往診：** クリニックを訪問できない状態での訪問診療をおこなう。また出向者など現地に詳しくない外国人のために、看護師等による他院への付き添いサービスなどを検討する。

(3) **一般薬(OTC薬)の販売:** 診察による処方薬販売のほか、診察をせずとも購入できる一般薬(OTC薬)を販売する。

(4) **予防接種:** 乳幼児・小児の必要な予防接種、また外国人を中心としてベトナム滞在に必要な予防接種について、接種管理をおこなう。

(5) **中大規模病院との連携:** クリニックが持たない検査機能や入院設備を補うため、近隣の病院との連携を図る。

(6) **保健医療指導:** 需要に応じて新都市内の施設、団体、企業、学校などと保健医療に関して顧問契約を結び、定期訪問による保健指導や診察を実施し、また緊急時に支援する。

クリニックの診療曜日と営業時間については、以下の対象者による利用状況が考えられることから、初年度は試行的に8:00から19:00までの診療時間として、特に通勤時間帯前後で利用しやすくすると共に、火曜日から土曜日までの週5日間勤務と設定した。

図表・45：初年度に想定されるクリニック利用者

利用者	平日					土日祝
	早朝	出勤	日中	帰宅	夜間	
ピンズン新都市勤務	×	○	○	○	×	×
近隣工業団地勤務	×	△	×	△	×	△
SORA GARDENS居住	○	○	△	○	○	○
ピンズン新都市居住	○	○	△	○	○	○
診療時間	火曜日～金曜日：8:00～19:00					土曜日営業

出所) コンソーシアム作成

6) 受け入れ受診者の推移

クリニックの受け入れ想定人数については、クリニックとして診療所のようなイメージを考慮し、最低限の軽度急性期疾患を想定して検討した。初年度は1日の初診受診者を5名とし、次年度以降、クリニックの認知度と共に受診者が増加していくものとした。またクリニックの規模を考慮し、4年目の2021年以降の20名を最大許容数とした。往診については初年度の受診者や認知度の向上により、2年目以降である程度の利用者増を想定している。往診の場合は医師や看護師の出張に伴う不在の状況が発生するため、人員体制と雇用状況に留意しながらサービスを提供していくこととする。予防接種の受け入れについても同様で、基本的には海外からの駐在員の現地追加接種を想定している。なおそれぞれの単価については現地ヒアリングや調査により算出している。

図表・46：事業計画（受診者推移）

[単位：人]

診療区分	単価	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
初診（外来）	USD 70	5	10	15	20	20	20	20	20
初診（往診）	USD100	0	1	1	2	2	2	2	2
予防接種	USD 30	0	1	1	2	2	2	2	2
受診者数合計		5	12	17	24	25	26	27	28
年間受診者数合計*		1,200	2,880	4,080	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760

*240日/年換算

出所) コンソーシアム作成

7) クリニックの人員体制と雇用計画

クリニックの人員体制は、メディヴァから派遣されるクリニック統括マネージャーの派遣、そしてベトナム人医師、看護師、事務職を配置する。雇用計画は診療や他のサービスの拡充に伴い柔軟に対応する。現時点で検討している雇用計画は以下のとおりで、初年度は最低限のスタッフ数で運営を開始する。なおメディヴァからの人員派遣にかかる費用については、ここでは事業計画に盛り込まないこととする。

初年度の体制として、医師1名による1診体制の診察とし、同様に看護師および事務職についても1名体制で運営する。またメディヴァから統括マネージャーを派遣することで全体総括をおこない、「日本式」についての定着を図るよう、各スタッフに対して研修を併せておこなっていく。また事務職については特に6年目以降、事務長として総括できるよう指導していく。運営開始3年目になり、往診や出張サービスなどにも積極的に対応できるよう医師と看護師数を増員する。また6年目以降、全体的に増員し患者増に対応していくほか、事務職については初年度から雇用している職員を総括として昇格させ、他に1名を雇用する予定である。薬剤師についてはスタッフを含めてアウトソーシングの予定のため、ここでの雇用計画に入れていない。なおそれぞれの単価については現地ヒアリングや調査により仮置きしているため、今後、より妥当な金額を検討していく予定である。それぞれの勤務時間については、ベトナムの労働法⁹第104条によれば、通常の勤務時間は1日8時間、及び1週間48時間を超えないものとする、とある。これにより先述したクリニックの営業時間8:00～19:00（11時間）のうち休憩3時間の徹底をする必要がある。詳細な労務規定については今後ビンズン省人民委員会の担当者を確認し、適正な雇用を図っていく。

図表・47：雇用計画

[単位：人]

	月額給与	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
医師	USD2,500	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	2.5	2.5	2.5
看護師	USD1,000	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0
事務職	USD 800	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0
合計		3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	6.5	6.5	6.5

*0.5はパートタイム等の半日勤務を想定。

出所) コンソーシアム作成

人材の確保については、ホーチミン市内の医療施設の協力の下、医師や看護師の確保をおこなう準備を進めている。同医療施設は他にもいくつかの病院の役員を兼任しており、人材確保だけでなく、患者の搬送などの連携も検討している。

人材育成については、特に「日本式」のホスピタリティをクリニックレベルで実践するべく、初年度は日常的に日本人マネージャーによる教育を実践し、必要に応じて、日本の医療施設での研修などをおこなう。

なお、人員の配置と雇用については現地のヒアリング等から、特に以下の点について留意する。

- ・ 外国人の医療従事者がベトナム国内で医療行為を実施することは可能だが、ベトナム国内において医療行為証明書の発給が必要となる。
- ・ 一般的にベトナムでは正規雇用によるフルタイムが好まれる傾向にあるとの意見があることから、例え雇用当初はパートタイムや非正規雇用を前提としても、最終的には正規雇用を見据えた人材の選定と確保が重要となる。
- ・ ベトナム人の医師を雇用する場合、特にクリニックで勤務する医師については、患者側の医師選択の決め手のひとつとして、その医師がいかにか著名な大規模病院と連携できるかで決定されることが多いとされている。これはクリニックを訪れる患者にとって仮に重大な疾患が発覚した場合に、如何に速やかに大規模病院へと紹介してもらえるかに繋がる重要な要素のようである。
- ・ 医薬品の管理と取り扱いについては先述のとおり薬剤師が必要になる。当該クリニックでは管理負担を軽減するために薬剤師の雇用はおこなわず、クリニックに隣接した形で薬局業者の参入を促し、医薬品管理と薬剤師の配置を依頼する。なお薬剤師を雇用するための費用は薬局業者にて負担してもらえよう検討する。

8) 事業計画(損益計算)

クリニック開設にかかる事業計画は以下のとおりとなる。

図表・48：事業計画（損益計算）

[単位:千USD]

PL	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
事業収益	84	199	283	398	398	398	398	398	398	398
事業経費	97	139	189	213	218	271	271	267	266	262
（うち人件費）	67	69	97	97	97	159	159	159	159	159
当期純利益	-13	48	75	148	145	102	102	105	106	110

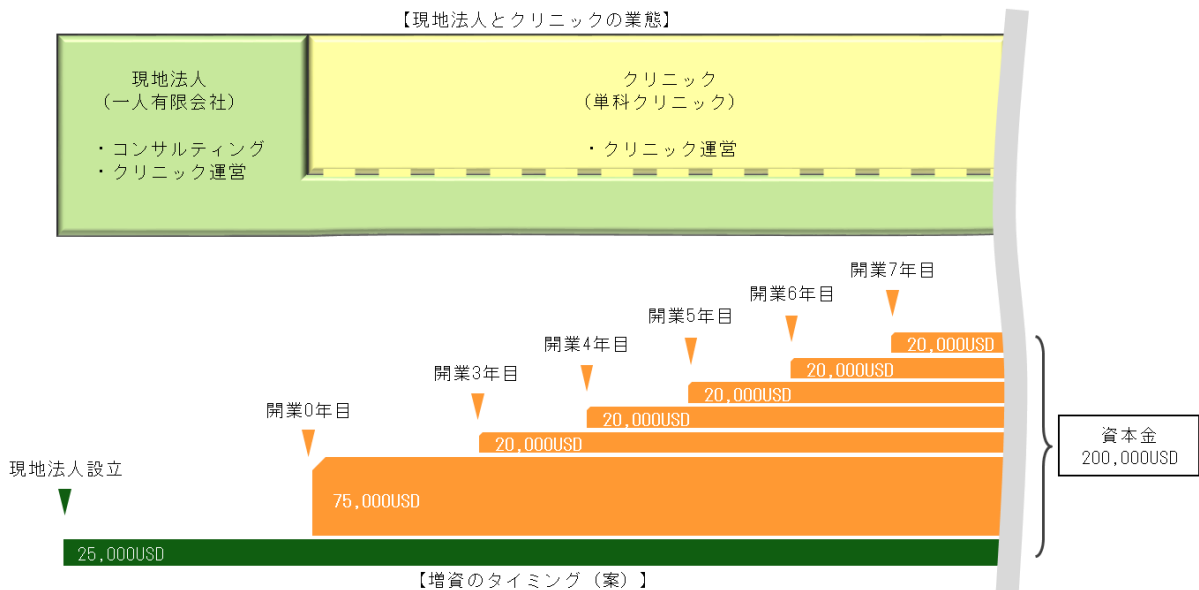
出所) コンソーシアム作成

9) 投資計画

先述したとおり医療施設の開設には最低資本金の設定が必要となる。本事業で開設を検討しているクリニックは単科診療所の扱いとすることから、最低資本金の設定は200千USドルとなる。ビンズン省よれば段階的な投資による増資での最低資本金の担保が可能であり、本事業内では以下のような投資計画を進めていく。

今回、クリニックの開設には100千USドルの初期資本が必要と考えており、その投資はメディアヴァからを検討している。この初期投資額100千USドルをクリニック開業までに投資することでクリニックの開設と運営を開始する。その後、段階的に資本金を増資し、最終的には7年目で最低資本金額の200千USドルを担保する計画である。

図表・49：投資計画



出所) コンソーシアム作成

10) 機材および備品・消耗品の調達

機材および備品・消耗品の調達については、基本的には現地供給業者に依頼し実施する。クリニックの規模から多くの業者と関係を持つ必要が無いと判断されることから、今年度は現地で医薬品や医療材料を卸しているひとつの企業と接触し、機材および備品・消耗品の調達について協議中である。

11) クリニック開設によるリスク整理

ベトナムで現地法人およびクリニックを開設するにあたり、現時点での運営上の各種リスクを想定し、対応策を整理した。こうしたリスクに柔軟に対応しながらクリニックの運営を実施していく必要があると考える。

図表・50：想定リスク

区分	リスク区分	対応策
資本的リスク	投資計画の設定リスク	<ul style="list-style-type: none"> 段階的な増資による投資計画をビンズン省投資計画局と締結する。
法的リスク	労働契約にかかる訴訟リスク	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則や施設管理ルールを明文化した労働契約の締結。
	撤退手続きリスク	<ul style="list-style-type: none"> 行政との日常的な情報共有と関係づくり。 迅速な撤退手続きの実施。
医療リスク	医療事故リスク	<ul style="list-style-type: none"> 医師個人と診療所との責任所在を明文化した契約の締結。 医療賠償責任保険への加入。
人材リスク	離職のリスク	<ul style="list-style-type: none"> 関連大学等からの人材候補の確保。
行政リスク	行政指導のリスク	<ul style="list-style-type: none"> 行政との日常的な情報共有と関係づくり。
その他リスク	大規模災害の発生リスク	<ul style="list-style-type: none"> 災害マニュアルの整備と訓練の実施。

出所) コンソーシアム作成

第4章 地域ヘルスケア振興の展望

4-1. 事業全体のフェーズと実施体制

本事業が「日本式」のきめ細かいサービスの提供を前提とし、3つのフェーズを実施する予定であることを再確認すると共に、地域ヘルスケア振興への道筋と実施体制を整理する。

図表・51：本事業のフェーズ展開

Phase (1) 「日本式」クリニックの開設 (2018~)		
区分	内容	想定される市場環境
サービス	1件のクリニックを開設し、基本の外来診療を軸に新都市のニーズを把握しながら新都市のホームドクターを目指す。また近隣の病院や日本の医療機関との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 既に対象者が新都市内に存在する 市場/競合調査が実施される 新都市計画が明らかになる
対象	<ul style="list-style-type: none"> 既に入居している居住者（主に20~40代の外国人単身出向者） 新都市内や近隣に勤務する就労者（主に20~50代のベトナム人） 新都市内に通学する学生（主に10代のベトナム人や外国人） 	
Phase (2) 複数クリニック開設と病院機能の検討 (2020~)		
区分	内容	想定される市場環境
サービス	新都市内で複数のクリニックを開設、また病院の開設を検討し、対象者の増加と多様化における需要に応える。各施設間で連携しながら相互に差別化を図り、必要に応じて近隣病院や日本の医療機関との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 新都市内の人口が増える 新都市内居住者が多様化する 競合の激しい流入が無い
対象	<ul style="list-style-type: none"> Phase I の対象者 移住してくる家族や高齢者（乳幼児~高齢者まで、家族を含む） 	
Phase (3) 地域ヘルスケア振興 (2021~)		
区分	内容	想定される市場環境
サービス	ビンズン省政府や自治組織との連携により、保健・医療・福祉においてビンズン新都市内の対象者を包括して支援できる仕組みを構築し、子供からお年寄りまで、単身からご家族まで、互いが安心して暮らせる都市機能の構築を目指す。また介護施設等の関連団体の参入によるサービス提供を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 新都市内で自治組織が生まれる ビンズン省政府の政策に適合する 関連団体が参入する
対象	<ul style="list-style-type: none"> Phase II の対象者 心身に課題を抱えながらもビンズン新都市内で未永く暮らしたいと考える移住者 	

出所) コンソーシアム作成

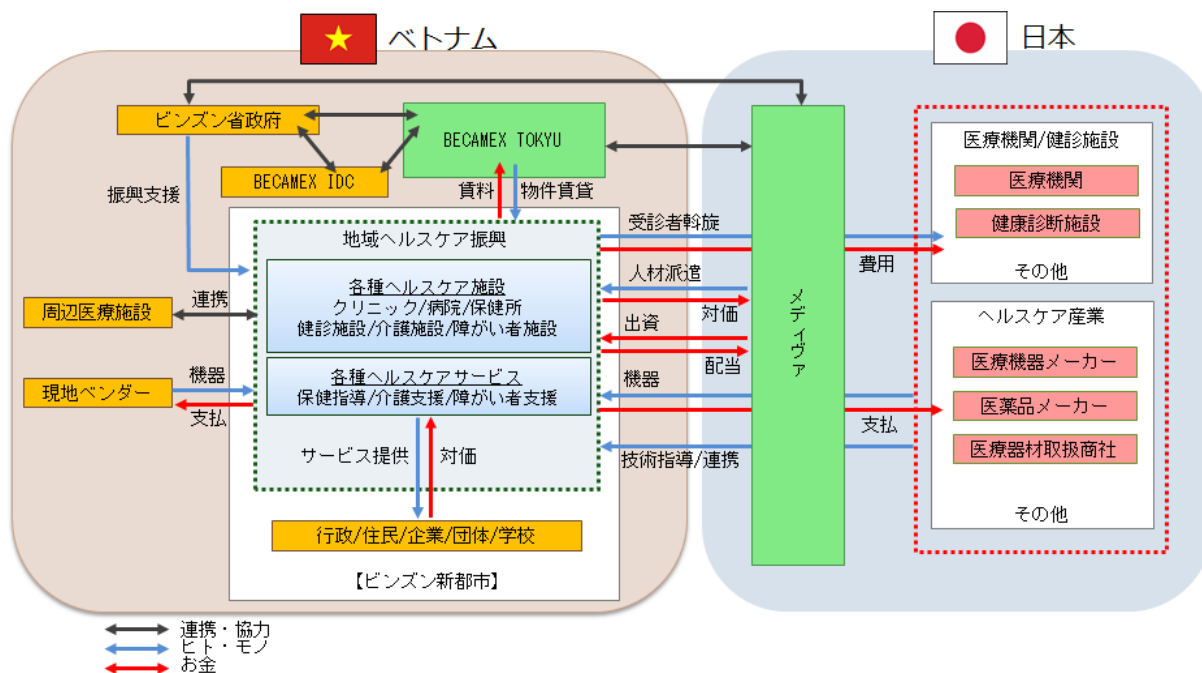
これらのフェーズは、ビンズン新都市の開発とその開発段階それぞれで生じるヘルスケアの需要により展開を検討していく予定である。今年度は特に（1）「日本式」クリニックの開設による拠点づくりに注力した。そして今後はビンズン新都市の状況を踏まえて種々のヘルスケアサービスの構築を可能にするよう、クリニックを拠点として現地の状況を把握していく。

クリニックの開設後は、ヘルスケアサービス構築の次の段階として、（2）複数クリニック開設と病院機能の検討をおこなっていく。ビンズン新都市に関わる人々が既存のクリニックで対応できる許容量を超えるタイミングを図りながら展開する予定で、主に医療に関して各種の検査、各診療科による治療が可能な機能や設備を備える複数科のクリニックや病院の整備を検討する。

そして最後に（3）地域ヘルスケア振興では、対象者を患者だけでなくビンズン新都市に関わるあらゆる人にヘルスケアサービスを提供できる街づくりを目指す。

これらのフェーズ展開において、現地で補える技術や機材などは積極的に活用していくと共に、日本の医療施設、医療機器メーカー、保健事業者、社会福祉団体等との積極的な情報交換により参入や誘致を促し、ビンズン新都市での日本のプレゼンスを高めていく。またこれらをビンズン省と共に包括的に管理しパッケージングすることで、他のベトナム地域や近隣諸国への展開を目指す。

図表・52：事業スキーム（再掲）



出所) コンソーシアム作成

4-2. 地域ヘルスケア振興の概要

地域ヘルスケア振興は、今年度の活動で構築したビンズン省との関係の下、以下のサービスを中心に検討していく。

1) 医療サービスの拡充

- ・ ベトナム全体の医療に関する課題を網羅できる形で、疾病に対する適切な治療や療養、疾病対策などの予防等の各種サービスの提供を、ビンズン新都市内において完結できるようにする。
- ・ 一般的な健康診断の提供に加え、各種がん検診や特定健康診査といった生活習慣病の早期発見も可能な「日本式」健診センターを設立する。
- ・ ビンズン新都市および周辺企業の雇用者に対し、被雇用者の定期健康診断を徹底させる。

2) 高齢者福祉

- ・ 特に高齢者福祉分野のノウハウが少ないと思われるベトナムに対して、日本の団体による高齢者自立支援型介護・医療施設の開設支援をおこなう。
- ・ 介護を担う家族が働いている時間帯に高齢者が過ごせる通所リハビリテーション（デイケア）や、介護負担を減らすショートステイ・ミドルステイの設立と運営支援をおこなう。
- ・ 訪問看護・訪問リハビリ等、医療と介護の一体提供が可能な施設の設立と運営支援をおこなう。
- ・ 日本・ベトナム経済連携協定による介護福祉士候補生の受け入れ制度や外国人介護技能実習制度に参加したベトナム人材の活用を検討する。

3) その他のヘルスケアサービス

(1) 母子保健

- ・ 妊産婦健康診査、新生児訪問指導、乳幼児健康診査、学童期までに接種を推奨されている予防接種を提供できる保健センターを設立する。
- ・ 母子健康手帳全国展開プロジェクトにおけるベトナム全国展開用に標準化された母子健康手帳の導入と、自発活用を促進する。また母子健康手帳の活用による妊産婦の知識の向上、医療従事者と妊産婦間そして妊産婦同士のコミュニケーション向上を図る。

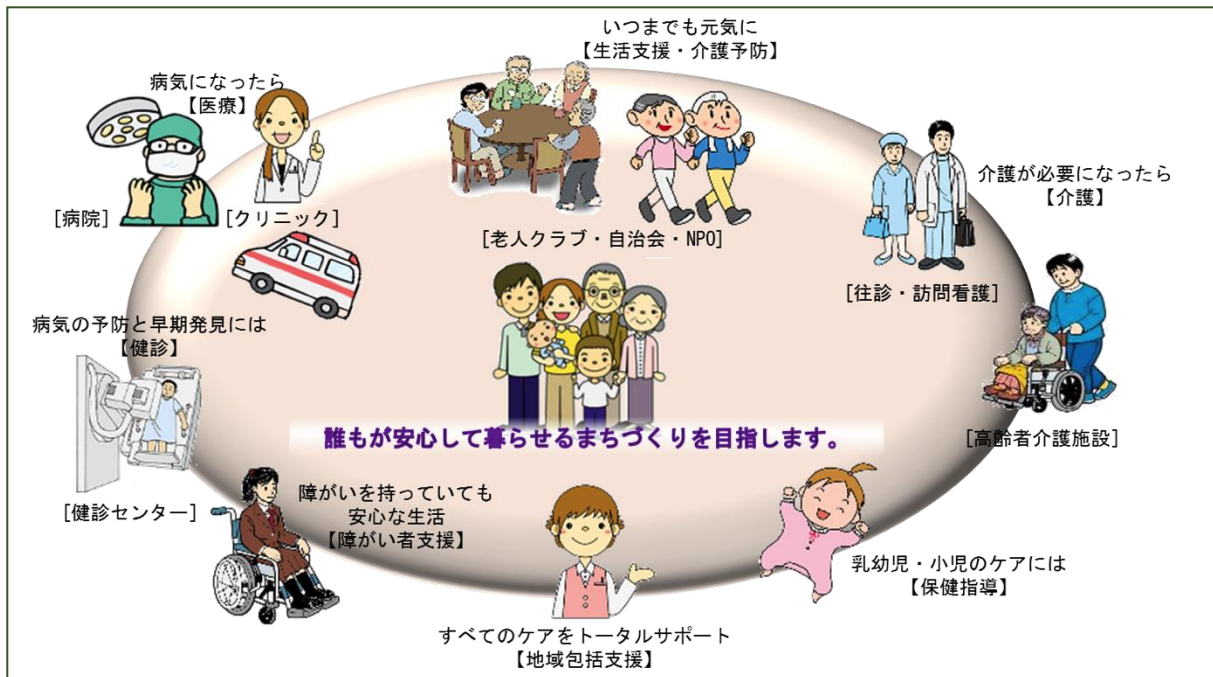
(2) 障がい者福祉

- ・ ビンズン新都市のインフラ開発や不動産開発に合わせ、バリアフリーやユニバーサルデザインを導入した環境づくりをおこない、ノーマライゼーションを目指した街づくりを目指す。
- ・ 自立訓練や就労移行支援、一般企業における継続した就労支援といった、障がい者の就労をサポートする団体の設立を支援する。

(3) 健康増進

- ・ ビンズン新都市全体におけるマラソン大会や健康サークル活動といった、生活習慣病の予防や老化防止につながる、身体活動・運動能力を向上させる取り組みを支援・運営する。
- ・ ビンズン新都市のインフラ開発や不動産開発に合わせ、ビンズン新都市内での分煙の徹底や禁煙スペースの拡大といった受動喫煙防止対策と啓発活動を実施する。

図表・53：地域ヘルスケア振興のイメージ図



出所) コンソーシアム作成

4-3. ビンズン省との連携

地域ヘルスケア振興を展開していくうえでは、単なるクリニックや病院によるヘルスケアサービスの提供に留まらずに、あらゆるヘルスケアニーズの包括的な検討が必要である。そしてビンズン新都市をあらゆる人々にとって住み心地が良く、ベトナム国内においてヘルスケア分野の新しいコンセプトを打ち出した都市開発とサービスの提供を融合させたものにするために、ビンズン省行政との連携が必要となる。ビンズン省には多くの工業団地があり日系企業が多く参入している点、そしてビンズン新都市の開発はビンズン省の現地企業 BECAMEX IDC CORP. と日本の東急電鉄との合弁会社 BECAMEX TOKYU により進められている点などから、ビンズン省は日本との親和性が高く、連携を取りやすい状況が整っているといえる。そこで、行政機関であるビンズン省人民委員会を訪問し、本事業を説明すると共に、今後の連携の可能性について打診した。

1) ビンズン省人民委員会計画投資局訪問

2017年12月20日、外資系企業がベトナムで現地法人を設立する場合の諸手続きを担当しているビンズン省人民委員会計画投資局を訪問し、本事業の概要説明と共に、クリニックの開設準備について進捗状況を報告し、理解と共に協力意向を得られた。また特に以下のポイントについて考えを聞いた。

- ・ ビンズン新都市は人口増加や高齢化にも対応できる街の成長を考えていきたい。特に人口については地元の大手企業の参入なども予定されており、そこで働く中高所得層への需要が出てくると考えられる。
- ・ 「日本式」という点で、品質という観点から信頼を置くベトナム人が多いため、日本による施設の開設は歓迎される。

- ・ 健康診断については、一部の富裕層はシンガポールなど海外で受診する機会が多いが、渡航費がかかり、そして必ずしも個人のニーズに沿っていないことから、そうしたニーズに応える健康診断施設の整備が必要と考えている。

2) ビンズン省人民委員会保健局訪問

2018年1月25日、医療施設を開設する場合の諸手続きを担当しているビンズン省人民委員会保健局を訪問した。先述した計画投資局訪問時と同様、本事業に関する情報を説明しつつ、クリニック開設についての手続きを確認した。また特に以下について考えを聞いた。

- ・ ビンズン省内の医療施設は十分整備されているとは言い難く、外資系医療施設の誘致は歓迎する。
- ・ 日本からの医療従事者養成学校や高齢者福祉施設の参入を期待している。
- ・ 産業保健について、特に企業健診は実施指定施設を定めて実施している。
- ・ クリニック開設にあたり、ベトナムの施設基準、特にX線撮影設備に留意すること。
- ・ クリニックの排水処理についても規制が厳しいため、現地業者を活用し適切に処理すること。
- ・ 単科クリニックの設備では健康診断を実施できないため、早い段階で健康診断ができるような施設の設立が望まれる。

いずれの部局も基本的に外資系、特に日系企業がビンズン新都市に参入することによるヘルスケアサービスの充実が歓迎される様子で、本事業で「日本式」の品質を導入し展開していくことに手応えを感じた。開設にかかる手続きや運営に関する指導は各部局との情報共有を密にすることにより、概ね円滑に実施できるものと思われる。

4-4. ヘルスケア分野に関連する企業・団体の整理

1) ビンズン省内のヘルスケア分野に関連する企業

ヘルスケア関連の現地ベンダーを調査し、本事業における準備の参考とするほか、将来、ビンズン省および周辺地域へ日本の医療関連企業が参入する際の参考情報として整理した。今年度は医薬品卸売企業、化粧品製造・卸売企業、医薬品保管企業、の3種の企業について確認した。医薬品卸売企業は10企業が確認され、そのうち7企業がトゥーザウモット市にあることが判明し、省都に集中していることが確認された。一方、化粧品製造・卸売企業については22企業が確認され、そのうち15企業がトゥアンアン地区に位置し、その多くが工業団地内に位置することが判明した。また医薬品保管企業についてもトゥアンアン地区に位置していることから、いずれも基本的にはホーチミン市を対象としていることが伺えた。

図表・54：ヘルスケア分野におけるビンズン省内の企業数

医薬品卸売企業		
No	NAME	所在地
1	Công ty TNHH Dược phẩm Kha Linh	トゥーザウモット
2	Công ty TNHH MTV Dược phẩm Vimedimex	トゥーザウモット
3	Công ty cổ phần Dược phẩm GDP	トゥーザウモット
4	Chi nhánh Công ty cổ phần Dược Hậu Giang tại Bình Dương	トゥーザウモット
5	Chi nhánh Công ty cổ phần Dược phẩm Imexpharm tại BD	トゥーザウモット
6	Công ty TNHH MTV Dược phẩm Nguyễn Chương	トゥーザウモット
7	Công ty TNHH Dược phẩm Hoàng Liêm	トゥーザウモット
8	Chi nhánh Công ty TNHH DP Châu Á-Thái Bình Dương	タンウエン
9	Công ty TNHH MTV Dược phẩm Hùng Hiếu	タンウエン
10	Công ty TNHH Dược phẩm Tuệ Lâm	ジーアン

化粧品製造・卸売企業		
No	NAME	所在地
1	Công ty TNHH NEWLANE COSMETICS	トゥーザウモット
2	Công ty TNHH Modern Cass International Cosmetics (VN)	トゥーザウモット
3	CN Công ty TNHH TM & DV Nhà Đẹp	トゥーザウモット
4	Công ty TNHH Kỹ Nghệ Xanh	タンウエン
5	Công ty TNHH Á Mỹ Gia	タンウエン
6	Công ty TNHH Hóa - Mỹ phẩm Quốc Tế	トゥアンアン
7	Công ty TNHH BIO INTERNATINAL	トゥアンアン
8	Công ty TNHH Rohto-Mentholatum (VN)	トゥアンアン
9	Công ty TNHH GREEN CROSS Việt Nam	トゥアンアン
10	Công ty TNHH Procter & Gambler Việt Nam	トゥアンアン
11	Công ty TNHH Tóc xinh Việt Nam	トゥアンアン
12	Công ty TNHH Wipro UNZA Việt Nam	トゥアンアン
13	Công ty TNHH Liên doanh HASAN-DERMAPHARM	トゥアンアン
14	Công ty TNHH Đông Á	トゥアンアン
15	Chi nhánh Công ty TNHH Hóa Mỹ phẩm Xuân Lan 727	トゥアンアン
16	Công ty TNHH MTV Sản xuất & Thương mại Samsara	トゥアンアン
17	Cơ sở sản xuất hóa mỹ phẩm Quốc tế	トゥアンアン
18	Công ty TNHH MTV TM SX Thụ Sắc Việt Long Tây	トゥアンアン
19	Cơ sở Thái Mỹ Dung	トゥアンアン
20	Công ty TNHH SX TM Dịch vụ Tinh dầu và Chất màu Thiên Nhiên	トゥアンアン
21	Công ty CP SX hàng Gia dụng Quốc tế	ジーアン
22	Công ty TNHH MTV Hoa Thiên Phú Bình Dương	ベンカット

医薬品保管企業		
No	NAME	所在地
1	Công ty TNHH DKSH (phân phối mỹ phẩm)	トゥアンアン

出所) コンソーシアム作成

今回は企業数の調査だけに留まった。今後は各企業の取り組み内容を確認し、本事業の各展開においてどのように連携していくかを検討していく。

2) ベトナムの介護分野に関連する団体

本事業の将来的な展開のひとつとして、高齢者対策を掲げている。高齢者対策には様々な活動が考えられるが、ここでは特に高齢者福祉施設について、ベトナム全体の状況を確認した。ベトナムでは高齢者福祉施設が国立、民間、NPOそれぞれの母体により、フルケアサービス、デイケアサービス、在宅サービスが展開されている。費用については国立、NPOが運営する施設は無料あるいは低額での利用が可能となっており、民間施設はサービス相応の料金を徴収している。これにより、基本的には民間施設はある程度の所得がある者を対象としている様子が伺える。

図表・55：ベトナム国内の高齢者福祉施設数

分類	施設数			サービス費用	サービス種類		
	全国	ハノイ	ホーチミン市		フルケア	デイケア	在宅ケア
国立	約30	7	2	無料～低料金	○	×	×
民間	-	14	3	中～高料金	○	○	○
NPO	-	-	6	無料	○	○	×

出所) ICTを基盤とした介護等高齢者関連産業のアジア展開に関する調査～株式会社メディヴァ

ビンズン新都市で高齢者福祉施設を展開する場合、ここでの民間の例のようにある程度の所得者が前提となると考えられる。またビンズン新都市の居住者の年齢構成を確認しながら計画を進めていく必要がある。

4-5. 他地域展開の可能性

1) ヘルスケア事業のパッケージ化

今年度はクリニック開設手続き等の調査に重点を置いたため、他地域展開の可能性についてビンズン省人民委員会の担当部署との協議を重ねるに至らず、具体的な方策を検討する機会を得られなかった。将来的には、ビンズン新都市で構築されたヘルスケア事業をパッケージ化し、ビンズン省と共に他地域へも提示できるよう検討していく。これにより日本の関係企業・団体も併せて他地域へと展開し、その参入障壁を下げる事が可能と考えられる。

2) インバウンド事業の可能性

日本へのインバウンド事業の需要について、現地ベトナム人、そして駐在の日本人にヒアリングしたところ、現在のベトナムの医療事情に鑑み、健康診断や診療のために近隣国へと渡航する人は存在するとのことだった。ただしベトナム国内で海外と類似するサービスが受けられる施設があるとすれば、ベトナム国内で受診したいという意見であった。一方で2017年9月28日のサイゴンタイムズによると、ホーチミン市の医療機関がメディカルツーリズムを強化する動きがあるという話題があった。こうした受診に対する需要や社会的な動きを踏まえると、

日本へのインバウンド事業については引き続きその可能性を調査しながらも、ベトナム国内で実施されるインバウンド事業に対して、日本側から人材や技術を提供するなどの連携を併せて検討する。

第5章 事業総括

5-1. 全体総括

今年度は、本事業の最終的な目標である地域ヘルスケア振興の3つのフェーズのうち、全体的な可能性を確認する市場調査や競合調査を実施すると共に、第1フェーズとなるクリニックの開設について、特にビンズン新都市について、開発が進められている段階での可能性や課題、そして具体的な手続きの整理を現地の事情に即しながら実施した。

1) 市場調査・競合調査

今年度の市場調査では、ベトナム全土での人口の増加や経済発展は今後も継続されていく様子を確認できた。またビンズン省に限定すると、ベトナム全体よりも更に上昇率が高く、ここ数年での伸びに期待が持てる。ビンズン新都市内でも人口増加が確認できたことで、今後ヘルスケアサービスへの需要の増加が期待できる。一方競合調査では、民間医療施設の多くはホーチミン市に隣接するトゥアンアン地区もしくは省都トゥーザウモット市であることを確認した。またビンズン新都市には現時点で競合は、ほぼ存在していないことを確認した。

ベトナム全土における人口構成を見ると高齢化社会に突入している状況から、今後のベトナム行政の高齢化対策に注目する必要がある。また疾病構造の変化を確認したことで、生活習慣病対策などの需要があると推察された。ビンズン省およびビンズン新都市はこれから居住者が増え都市活動が活性化していくことから、現時点で即座に高齢化社会を迎えるといったことは考えにくいものの、ベトナム全土の状況を踏まえながら、先行して高齢化社会に対応するサービスの構築と運用を進めていく必要があると考える。

2) クリニックの開設

本事業の第1フェーズであるクリニックの開設について、その可能性を確認した。既に開設予定地を絞り込み具体的な開設手続きを始める段階に至ったことは、今回の調査と共に、その手続きを実施するビンズン省人民委員会との関係構築が大きな成果として挙げられる。

クリニックの開設にかかる留意点として、特に最低資本金の設定、外国人医師のライセンス登録、医薬品の販売取扱いの3点が挙げられる。先ず最低資本金の設定についてはビンズン省人民委員会計画投資局の助言により段階的な資本金設定による担保が提案されたことで、現地法人設立およびクリニック運営初年度の初期投資を抑えることが可能であることが確認された。今後も同計画投資局と連携を密にしながら、クリニックの開設に向けて準備を進めていきたいと考える。また外国人医師のライセンス登録について、基本的に当クリニックではベトナム人医師のみを起用する予定であることから手続きは不要となるものの、需要に応じて日本人に限らず外国人医師の雇用を判断していく予定である。最後に医薬品の販売取扱いについては、医薬品の在庫管理から販売、そして薬剤師の雇用を含めて一括してアウトソーシングすることにより、クリニックの運営負担を軽くしていく事とした。薬局の参入については既にベトナムの現地薬局への打診を開始しており、現地法人の手続きに合わせて参入を促していく予定である。

一方、ベトナムで現地法人を設立することによるリスクについても十分踏まえておく必要があることから、撤退手続き等の確認を行った。撤退手続きには期間を要し現地での繁雑な作業

となることから、そのような状況を避け、円滑な事業展開を進めていくために万全の準備をする必要があると認識した。

3) 地域ヘルスケア振興

地域ヘルスケア振興については、今後連携を図っていくビンズン省人民委員会の計画投資局および保健局との面談を経て、本事業の紹介と共に理解を得る事ができた。特にビンズン新都市へのクリニック開設が歓迎され、その手続きについて協力を取り付けた点は大きな成果となった。一方、調査では現地医薬品ベンダーの確認、そしてベトナム全土の高齢者福祉施設数の確認をおこなった。今後、本事業で計画している医療サービスの拡充、また高齢者福祉、母子保健、障がい者福祉および健康増進プログラムの構築などについて、情報収集しながら準備を進めていく。

他地域展開については、ある程度のヘルスケアサービス構築ののち、パッケージを準備したうえで、どの地域に対象を絞り込み打ち込んでいけるか、ビンズン省、そして日本の参入を目指す企業や団体等との協議をおこなっていく。併せて日本へのインバウンド事業の可能性についても継続して需要を探っていく。

5-2. 課題と今後の活動

1) 課題の整理

今年度の調査と分析により、ビンズン新都市の人口変動が大きいことが判明したことから、今後どのような特色を持つ都市として成長していくかを見極めるかが本事業を進めるうえでのひとつの鍵と言える。そこで次年度以降、クリニックの運営と共に、人口の変動を含めたビンズン新都市全体の状況を把握していくことで、適切なヘルスケアサービスを選択することが課題となる。現地関係者との連携による情報収集を積極的におこない、早目に情報を入手し対策を取れるようにする。

2) 今後の活動

今後は具体的にクリニックの開設手続きを進めていくこととなる。既に選定している商業用スペースの賃貸契約、内装工事、ベトナムでの現地法人設立の手続きと共に、人材雇用、現地薬局の選定と委託契約、そしてクリニックの開設手続きを経て、2018年8月のクリニック開設を目指す。クリニック開設後にはビンズン新都市のヘルスケア振興の実現を目指していく。

以上